
大和川流域における総合治水の推進に関する条例

条例の解説

平成 29 年 10 月

奈良県 県土マネジメント部 河川課

目次

前文	1
第一章 総則	
第一条（目的）	4
第二条（定義）	6
第三条（基本理念）	12
第四条（県の責務）	13
第五条（県民の責務）	14
第六条（事業者の責務）	15
第七条（財政上の措置）	16
第二章 治水対策	
第八条	17
第三章 流域対策	
第九条（防災調整池等の設置等）	18
第十条（監督処分）	19
第十一条（設置の完了の届出等）	20
第十二条（管理者の義務）	21
第十三条（雨水貯留浸透施設）	22
第十四条（ため池治水利用施設）	23
第十五条（水田貯留施設）	24
第十六条（ため池の保全）	25
第十七条（農地の保全）	27
第十八条（森林の保全）	28
第十九条（立入検査等）	30
第四章 土地利用対策	
第二十条（市街化編入抑制区域の指定等）	31
第二十一条（市街化区域への編入の抑制）	32
第五章 支川流域市町村との連携	
第二十二条（支川流域市町村との協定）	34
第二十三条（協定に基づく計画）	35
第六章 雑則	
第二十四条	36
第七章 罰則	
第二十五条	37
第二十六条	37
第二十七条	38
第二十八条（両罰規定）	38
附則	39
参考	42

前文

奈良県は、昭和五十七年の大和川大水害を契機に、大和川流域において、河川及びダムの整備等の治水対策並びに河川等に雨水が急激に流入することを抑制するための雨水貯留浸透施設及びため池治水利用施設の整備等の流域対策からなる総合治水に、国、市町村、県民、事業者その他の大和川流域に係る関係者の協力の下、取り組んできた。

しかし、流域対策の取組の停滞、社会経済情勢の変化に伴う小規模開発の増加及びため池の減少、浸水区域の市街化等の総合治水に関する新たな課題が発生している。

このことから、これまでの総合治水の取組を踏まえ、国及び市町村と連携し、河川、農林及び都市計画に係る総合治水の取組を一層強化するとともに、これらの総合治水の取組を効果的に組み合わせ実施することが必要である。

ここに、治水対策及び流域対策に土地利用対策を加えた三つの対策からなる大和川流域における総合治水を推進することにより、県民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

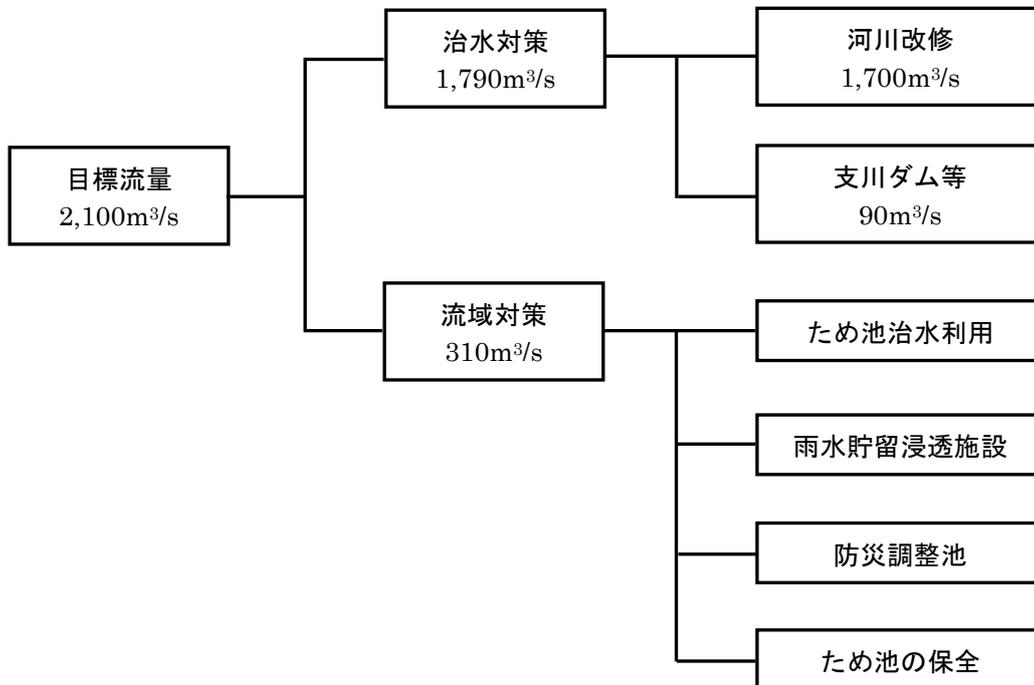
【趣旨】

前文は、①本条例を制定する背景、②総合治水対策の取組を強化する意義、③条例を制定する目的、を明記しています。

【解説】

○総合治水対策の経緯

大和川流域の総合治水対策については、昭和 53 年度より調査が始められ、流域の土地利用状況等の基礎資料、流出モデルの作成、流域対策の検討等について昭和 56 年度まで調査が進められました。その間、昭和 56 年 10 月 9 日に大和川総合治水対策協議会準備会が設立され、昭和 57 年 6 月に大和川北部 7 河川が総合治水対策特定河川事業に採択されました。その後、昭和 57 年 7 月 31 日から 8 月 3 日にかけて大和川流域は台風 10 号及び低気圧による集中豪雨により、戦後最大の大水害を被り、改めて大和川流域総合治水対策の積極的な推進を望む気運もたかまり、昭和 58 年 2 月には大和川流域総合治水対策協議会が発足し、昭和 60 年 7 月に流域整備計画が策定されました。このときの流量分担計画は下図に示すように治水対策 1,790m³/s、流域対策 310m³/s が規定され、その後、各対策の分担量及び市町村対策量が公表されました。

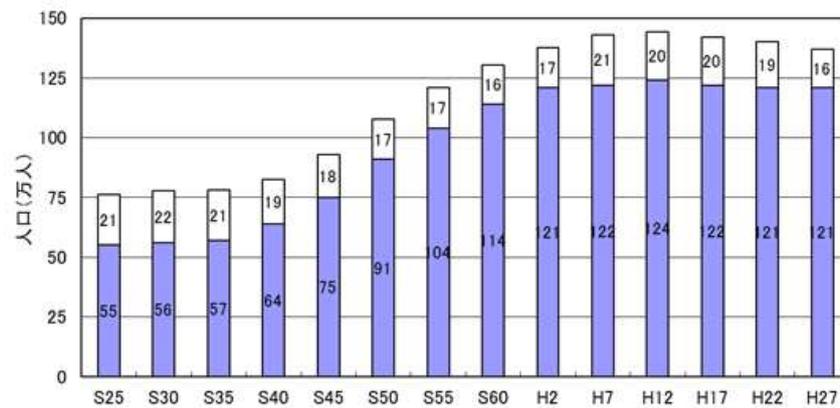


大和川流域整備計画による流量分担（王寺町藤井地点）

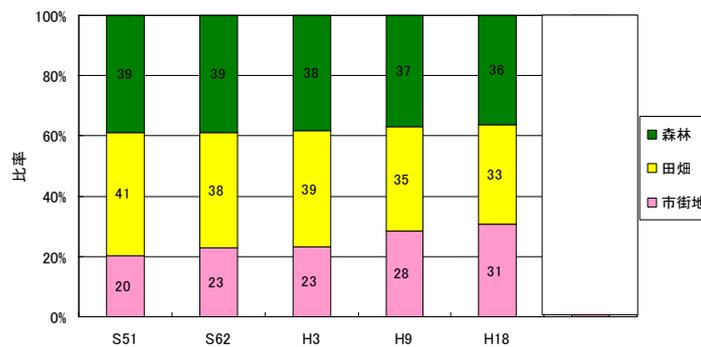
○社会経済情勢の変化

大和川流域内の人口は昭和 30 年代後半から増加し、奈良県全体の約 90%（約 121 万人）が集中しています。

大和川流域（奈良県域）における平成 18 年の土地利用は、森林 36%、田畑 33%、市街地 31% となっています。市街地は昭和 51 年には 20%に過ぎなかったものが、平成 18 年には 31%となっています。一方、農地は 41%から 33%に減少しています。



奈良県人口の変遷



※国土数値情報を基に大和川流域(奈良県域)を抽出・整理
大和川流域（奈良県域）の土地利用の変遷

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、大和川流域における総合治水に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、大和川流域における総合治水の基本となる事項等を定めて、大和川流域における総合治水を計画的に推進することにより、浸水被害から県民の生命、身体及び財産を保護し、もって県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に資することを目的とする。

【趣旨】

第一条は、条例の目的を明らかにしています。

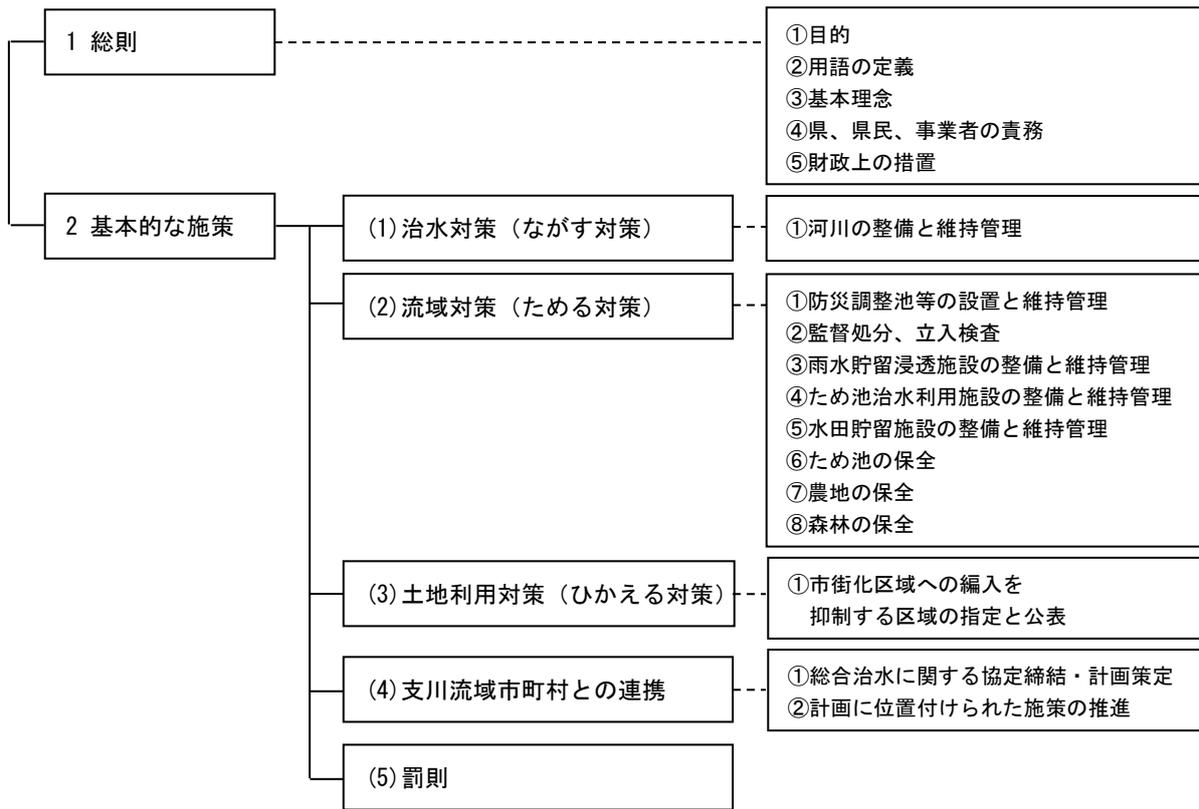
【解説】

第一条は、条例の目的として、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、大和川流域における総合治水の基本となる事項等を定めて、大和川流域における総合治水を計画的に推進することで、浸水被害から県民の生命、身体及び財産を保護し、県民が安全に安心して暮らせる社会の実現に資することとしています。

総合治水の基本となる事項として本条例で定める事項は以下のとおりです。

- ①基本理念（第三条）
- ②関係者の責務（第四、五、六条）
- ③財政上の措置（第七条）
- ④具体的な施策
 - 第二章 治水対策
 - 第三章 流域対策
 - 第四章 土地利用対策
- ⑤支川流域市町村との連携（第五章）
- ⑥罰則（第七章）

本条例が定める総合治水の体系を下図に示します。



総合治水対策

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 大和川流域

大和川に雨水が流入する土地の区域であつて、知事が告示する区域をいう。

二 大和川流域における総合治水

河川の整備、雨水貯留浸透施設、防災調整池等の設置、適正な土地利用の誘導その他の大和川流域における浸水被害の防止又は軽減を図るための施策をいう。

三 大和川水系河川整備計画

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二の規定により知事が定めた大和川水系の河川の整備に関する計画をいう。

四 大和川流域整備計画

大和川流域に係る関係機関からなる大和川流域総合治水対策協議会において決定された大和川流域における総合治水の基本方針を定めた計画をいう。

五 雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能（以下「雨水貯留浸透機能」という。）を有する施設であつて、浸水被害の防止又は軽減を目的とするものをいう。

六 ため池治水利用施設

ため池を改良することにより雨水を一時的に貯留する機能（以下「雨水貯留機能」という。）を高める施設であつて、浸水被害の防止又は軽減を目的とするものをいう。

七 水田貯留施設

水田を改良することにより雨水貯留機能を高める施設であつて、浸水被害の防止又は軽減を目的とするものをいう。

八 特定開発行為

大和川流域における次のいずれかに該当する行為をいう。

ア 採石法（昭和三十五年法律第二百九十一号）第三十三条又は第三十三条の五第一項の規定により知事の認可を受けなければならない岩石の採取であつて、当該岩石の採取に係る面積が千平方メートル以上のもの

イ 森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同項に規定する開発行為

ウ 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項本文又は第十二条第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同法第二条第二号に規定する宅地造成に関する工事であつて、当該宅地造成に関する工事に係る面積が千平方メートル以上のもの

エ 砂利採取法（昭和三十九年法律第七十四号）第十六条又は第二十条第一項の規定により知事の認可を受けなければならない砂利の採取であつて、当該砂利の採取に係る面積が千平方メートル以上のもの

オ 都市計画法（昭和三十九年法律第百号）第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同法第四条第十二項に規定する開発行為であつて、当該開発行為に係る面積が千平方メートル以上のもの

九 防災調整池

特定開発行為による河川等への雨水の流出量の増大を抑制する施設のうち、雨水貯留機能を有するものをいう。

【趣旨】

第二条は、この条例に用いられている用語を定義しています。

【解説】

第二条は、以下に示す各号で用語を定義しています。

第一号は、本条例が適用される大和川流域について区域を規定しています。大和川流域を示す区域図については、別途告示することとしています。

第二号は、大和川流域における総合治水について定義しています。

第三号は、河川法第十六条の二に基づき、一級河川大和川の指定区間に関して、河川管理者である奈良県知事が定めた河川整備計画について定義しています。

県が管理する区間の河川整備計画を策定するにあたっては、大和川水系を概ね地勢的なまとまりで4圏域に分割しています。水系の北東部で、佐保川及びその支川で構成される「平城圏域」、水系北西部で、竜田川・富雄川を中心とする「生駒いかるが圏域」、水系南東部で、大和川・寺川・飛鳥川などの河川から構成される「布留飛鳥圏域」、水系南西部で、曾我川・葛城川・葛下川などの河川から構成される「曾我葛城圏域」の4圏域です。

【大和川水系河川整備計画の圏域分割】



(河川法)

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあっては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

第四号は、大和川流域整備計画について定義しており、総合治水対策の基本方針とは、

1. 治水対策の基本方針

大和川は昭和 57 年 8 月降雨を対象とし、支川は概ね 10 年に 1 回程度の降雨【参考 P54】を

対象として、河川改修及びダム等の整備を行う。

2. 流域対策の基本方針

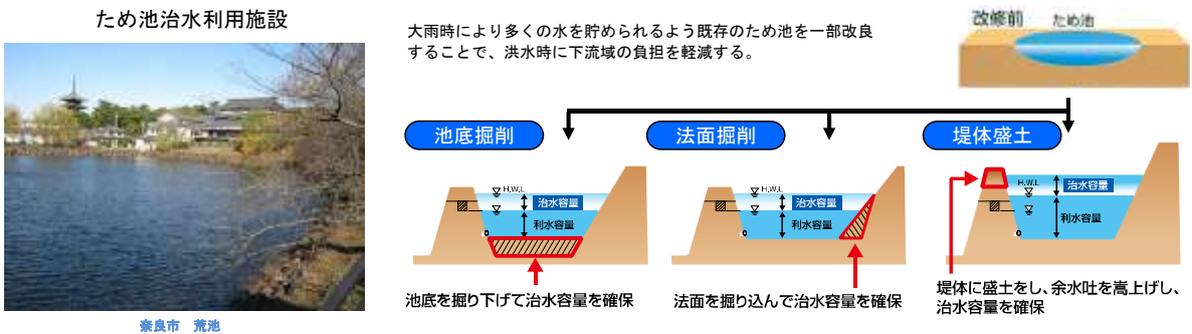
流域内において、①現在有している保水機能を積極的に保全するものとする ②適正な土地利用を図るものとする。

また、大和川流域総合治水対策協議会とは、総合的な治水対策の効率的かつ円滑な実施を図るため、奈良県内の流域 25 市町村(当時)と奈良県及び建設省(現国土交通省)近畿地方整備局が、昭和 58 年 2 月に組織したものです。

第五号は、雨水貯留浸透施設について定義しています。本条例で規定する雨水貯留浸透施設は、学校の運動場、公園等の公共公益施設等の土地に低水深で貯留機能を持たせた施設や、透水性舗装を行い浸透機能を持たせた道路などの流出抑制を行う施設をいいます。



第六号は、ため池治水利用施設について定義しています。本条例で規定するため池治水利用は、従来農業用水等に利用されていたため池を、流出抑制機能を付加させることで治水利用するものであり、ため池治水利用施設は治水機能を確保するために必要な施設をいいます。



第七号は、水田貯留施設について定義しています。本条例で規定する水田貯留は、水田に流出抑制機能を付加させることで治水利用するものであり、水田貯留施設は治水機能を確保するために必要な施設をいいます。



第八号は、特定開発行為について定義しています。

第八号アは、岩石の採取をしようとする場合に採石法第三十三条又は第三十三条の五により知事の認可を受けなければならないもののうち、千平方メートル以上の岩石の採取を特定開発行為と定義しています。

(採石法)

第三十三条 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあっては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第33条の17、第34条の6及び第42条から第42条の2の2までにおいて同じ。）の認可を受けなければならない。

第三十三条の五 第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

第八号イは、森林法第十条の二により知事の許可を受けなければならない一ヘクタールを超える開発行為を特定開発行為と定義しています。

(森林法)

第十条の二 地域森林計画の対象となっている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。（以下略）

(森林法施行令)

第二条の三 法第十条の二第一項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が一ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員三メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積一ヘクタールとする。

第八号ウは、宅地造成をしようとする場合に宅地造成等規制法第八条第一項又は第十二条第一項により知事の許可を受けなければならないもののうち、宅地造成に関する工事に係る面積が千平方メートル以上のものを特定開発行為と定義しています。なお、中核市においては中核市の長の許可となります。大和川流域では奈良市が中核市に該当するため、奈良市長の許可を受けなければならない宅地造成等規制法に規定する奈良市内の行為については、本条例の対象外となります。（ただし、別途奈良市の指導に従う必要があります。）

(宅地造成等規制法)

第二条

2 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの(宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。)をいう。

第三条 都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第24条を除き、以下同じ。)(以下略)

第八条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。(以下略)

第十二条 第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。(以下略)

第八号エは、砂利の採取をしようとする場合に砂利採取法第十六条又は第二十条第一項により知事の認可を受けなければならないもののうち、千平方メートル以上の砂利の採取を特定開発行為と定義しています。

(砂利採取法)

第十六条 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

1 次号に掲げる場合以外の場合 当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内にあっては、指定都市の長。以下この章(第28条第2項を除く。)及び第43条において同じ。)

2 当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等(河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域(同法第58条の2第1項の規定により指定されたものを含む。)、同法第54条第1項に規定する河川保全区域及び同法第58条の3第1項に規定する河川保全立体区域をいう。以下同じ。)の区域内にある場合 当該河川区域等に係る同法第7条に規定する河川管理者(同法第9条第2項若しくは第5項、第11条第3項又は第98条の規定により、同法第26条第1項及び第27条第1項若しくは第55条第1項及び第58条の4第1項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限を代わって行い、又はその権限の委任を受けた者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。)

第二十条 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事又は河川管理者の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

第八号は、開発行為をしようとする場合に都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項により知事の許可を受けなければならないもののうち、開発行為に係る面積が千平方メートル以上の開発行為のものを特定開発行為と定義しています。なお、第二十九条第一項にある中核市は大和川流域では奈良市が該当するため、奈良市長の許可を受けなければならない都市計画法に規定する奈良市内の開発行為については、本条例の対象外となります。(ただし、別途奈良市の指導に従う必要があります。)

(都市計画法)

第四条

1 2 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。(以下略)

2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。(以下略)

第三十五条の二 開発許可を受けた者は、第三十条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第二十九条第一項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第二項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

第九号は、防災調整池について定義しています。



防災調整池の事例

(基本理念)

第三条 大和川流域における総合治水は、その実施に当たっては、国、県、市町村、県民、事業者その他の大和川流域に係る関係者による継続的な取組が必要であることに鑑み、大和川流域に係る関係者が相互に連携し、及び協働することにより推進されなければならない。

【趣旨】

第三条は、総合治水に関係者が一体となり継続的に取り組むことを求めた基本理念を規定しています。

【解説】

第三条は、総合治水の実施にあたり、国、県、市町村、県民及び事業者などが連携して、協働して進めていく必要があることを規定しています。その他の大和川流域の関係者とは、地縁団体、ボランティア団体、その他民間の団体や大和川流域に土地を所有する県外居住者等が含まれます。

県の責務は第四条に、県民の責務は第五条に、事業者の責務は第六条において規定しています。市町村の取組については、国、県と連携して、大和川流域整備計画に定められた流量分担（市町村毎の最小必要量）に基づいた、雨水貯留浸透施設、ため池治水利用、水田貯留の流域対策施設の整備や適正な管理、特定開発行為に対する防災調整池等の設置を求める適切な指導の実施や適正な管理、市街化編入抑制区域を考慮したまちづくりなどがあげられます。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、大和川流域における総合治水を効果的かつ効率的に推進する責務を有する。

2 県は、大和川流域における総合治水の推進に市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が実施する大和川流域における総合治水について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う責務を有する。

【趣旨】

第四条は、県の責務として、①大和川流域における総合治水に関する施策を、効果的かつ効率的に推進すること、②市町村が実施する総合治水に関する施策に対して、情報の提供、技術的な助言などの必要な支援を行うことを規定しています。

【解説】

大和川流域における総合治水に関する施策を実施するにあたり、関係者の役割を明確にし、連携を高めることが必要です。

浸水被害の軽減及び拡大の抑制は、流域における関係者の取組によって可能となるものであり、県、市町村や県民、事業者による総合的な取組が不可欠です。そのため、総合治水に関する関係者の責務を明確にする必要があります。

第四条第一項は、県の責務として、総合治水に関する施策を効果的かつ効率的に、様々な手段を組み合わせ、順序立てて行うことを規定しています。

第四条第二項は、県が、市町村が実施する総合治水対策に対して必要な支援を行うことを規定しています。

総合治水において市町村が果たす役割のひとつに流域対策施設の整備がありますが、近年整備の進捗が伸び悩んでいます。流域対策は総合治水において重要な対策の柱であり、県は市町村が流域対策を実施するにあたり下記のような必要な支援を行います。

情報の提供として、流域対策の進捗状況、国内の他事例、補助金制度などに関する情報を提供することなどがあります。

技術的な助言として、流域対策施設の設置、防災調整池の指導、各施設の維持管理や、技術基準の活用に関して助言することなどがあります。

その他として、財政的な支援、第二十二条に規定する協定の締結、第二十三条に規定する実施計画の策定など、市町村の施策実施を支援することなどがあります。

流域対策の目標量（最小必要量）

	雨水貯留浸透施設	ため池治水利用 水田貯留	合計
奈良県	50,000m ³	700,000m ³	750,000m ³
流域市町村	69,000m ³	1,000,000m ³	1,069,000m ³
合計	119,000m ³	1,700,000m ³	1,819,000m ³

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、大和川流域における総合治水について理解を深め、県が推進する大和川流域における総合治水に協力するとともに、河川等への雨水の流出の抑制その他の浸水被害の防止又は軽減に資する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

【趣旨】

第五条は、県民の責務として、①大和川流域における総合治水について理解を深めること、②県が推進する大和川流域における総合治水に関する施策に対して協力すること、③河川等への雨水の流出の抑制などの取組みを自主的かつ積極的に行うこと、を規定しています。

【解説】

第五条は、県民自らが大和川流域の特性を認識し、身近なところで行われている治水対策や、浸水の危険性のある区域などの自分たちの地域の水害リスク情報を収集し、大和川流域における総合治水に関する理解を深めるとともに、各戸貯留対策等の河川等への雨水の流出抑制対策や、浸水の危険性のある区域における土地利用について考慮するなどの浸水被害の防止又は軽減に資する取組みを、積極的に取り組むよう努めることを規定しています。

県民の取組み事例として、各戸の貯留施設（雨水タンク等）、浸透施設（浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等）の設置等が挙げられます。貯留施設は、流出抑制効果の他、貯留した雨水を庭木への散水、洗車等に活用することで、節水につながることも期待できます。また、浸透施設は、屋根に降った雨水を地面に染みこませることで、地下水涵養、蒸発散増進（気温上昇の抑制）等の効果も期待できます。

大和川流域では、雨水タンクを設置する方への費用助成等を行う自治体が6市町あり（H29.10現在）、今後の取組みの広がりが期待されます。



各戸の貯留施設、浸透施設のイメージ

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、大和川流域における総合治水について理解を深め、県が推進する大和川流域における総合治水に協力するとともに、河川等への雨水の流出の抑制その他の浸水被害の防止又は軽減に資する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

【趣旨】

第六条は、事業者の責務として、①大和川流域における総合治水について理解を深めること、②県が推進する大和川流域における総合治水に関する施策に対して協力すること、③河川等への雨水の流出の抑制などの取り組みを自主的かつ積極的に行うこと、を規定しています。

【解説】

事業者とは、特定開発行為を行う者のほか、県や市町村自らを含め、流域内で事業を行う者全てが該当します。

第六条は、事業者が、自主的な取り組みとして、特定開発行為に該当しない土地の改変を行う場合などに、雨水流出の抑制等に資する施設（調整池、透水性舗装等）を設置することなどがあげられます。また、土地利用対策など県・市町村が推進する総合治水の施策への協力を求めています。

(財政上の措置)

第七条 県は、大和川流域における総合治水を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

第七条は、県が、総合治水を推進するために、必要な財政上の措置を講じる努力義務を有することを規定しています。

【解説】

第七条は、総合治水が、関係者の取組によって継続的な安全性の確保が可能となるものであり、流域の関係者による一体的な取組を推進するために、県が必要な財政上の措置を講じることを規定しています。

第二章 治水対策

第八条 県は、大和川水系河川整備計画等に基づき、計画的に河川の整備を行うとともに、河川法第三条第二項に規定する河川管理施設の的確な維持修繕を行うものとする。

【趣旨】

第八条は、県が管理する河川について、大和川水系河川整備計画【参考 P43,44】に基づき、河川改修等の整備を計画的に行うこと、河川管理施設の的確な維持管理を実施すること、を規定しています。

【解説】

第八条は、県が管理する河川において、河川法に基づく河川整備計画を策定し、計画的に整備を進め、河川管理施設を的確に維持修繕することを規定しています。

河川の整備については、10年確率降雨【参考 P54】で想定される洪水を河道内で安全に流下させることを目標に整備を進めているところです。河川の整備とは、河道拡幅、河床掘削、ダムの整備、遊水地の整備などの対策を、河川や流域の条件により最適な対策を組み合わせることで整備することです。

河川管理施設の維持修繕とは、河川巡視・点検を定期的を実施し、局部的な改良、洪水等による施設損壊の復旧、樋門・河川浄化施設等の適切な運用・管理、経年的な劣化等による施設機能損失の防止、除草など植生状況の管理、治水上支障となる堆積土砂の除去や床固めの設置等による河床の維持管理、清掃など必要な対策を実施することです。

●河川管理施設

(河川法)

第三条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿って設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。）その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

第三章 流域対策

(防災調整池等の設置等)

第九条 特定開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 特定開発行為を行う土地の所在地
- 三 特定開発行為の目的
- 四 特定開発行為を行う土地の利用の現況及び特定開発行為を行った後の土地の利用の状況
- 五 防災調整池等（次項に規定する防災調整池等をいう。）の設置に関する計画
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定開発行為をする者（以下「特定開発行為者」という。）は、知事が定める基準に基づき、防災調整池その他知事が必要と認める施設（以下「防災調整池等」という。）を設置しなければならない。

【趣旨】

第九条は、特定開発行為をしようとする者が、規則で定めるところにより、その内容や変更内容を知事に届け出る義務を有することを規定しています。また、河川への雨水流出の増加を抑制するために、防災調整池【参考 P45,46】等を設置する義務を有することを規定しています。

【解説】

第九条第一項は、特定開発行為をしようとする者が、規則で定めるところにより、当該特定開発行為の内容を知事に届け出る義務を有することを規定しています。また、当該特定開発行為の内容を変更する場合にも、変更内容を知事に届け出る義務を有することを規定しています。

なお、規則については、本条例の施行までの間に制定する予定です。

本条項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、第二十六条第一項の規定により三十万円以下の罰金に処せられます。

第九条第二項は、特定開発行為者が、河川への雨水流出の増加を抑制するために、知事が定める基準に基づき、防災調整池等を設置する義務を有することを規定しています。

防災調整池等の設置を求める開発行為の対象面積として、昭和 60 年に策定した流域整備計画では、3,000m²以上としていましたが、その後、3,000m²未満の開発行為が増加【参考 P47】していることから、本条例の施行により、1,000m²以上 3,000m²未満の開発行為に対しても、防災調整池等を設置するよう基準を強化します。

また、1ヘクタール未満の特定開発行為については、防災調整池だけでなく、浸透施設の設置による対策も可能としており、具体的には、透水性舗装、浸透雨水枡、浸透性 U 字溝等の地中への雨水の浸透機能を有する施設のことを言います。

なお、基準については、本条例の施行までの間に制定する予定です。

(監督処分)

第十条 知事は、前条第二項の規定に違反して防災調整池等を設置しない特定開発行為者に対し、期限を定めて、防災調整池等の設置を命ずることができる。

2 知事は、特定開発行為者が設置する防災調整池等が、前条第二項に規定する基準に適合しないと認めるときは、当該特定開発行為者に対し、期限を定めて、当該防災調整池等を当該基準に適合させるために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【趣旨】

第十条は、第九条第二項に基づく防災調整池等の設置義務の実効性を担保するため、知事が特定開発行為者に対し、防災調整池等の設置命令等の監督処分を行うことができることを規定しています。

【解説】

第十条第一項は、特定開発行為に該当するにも係わらず防災調整池等を設置しない者に対して、期限を定めて防災調整池等の設置を命令できることを規定しています。

第十条第二項は、特定開発行為者が設置する防災調整池等が、第九条第二項に規定する知事が定める基準に適合しないと認めるときには、当該特定開発行為者に対し、期限を定めて当該防災調整池等を当該基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう命令できることを規定しています。

本条項の規定による知事の命令に違反した者は、第二十五条の規定により一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処せられます。

(設置の完了の届出等)

第十一条 特定開発行為者は、第九条第二項の規定による防災調整池等の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、当該防災調整池等の管理者その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出に係る防災調整池等について第九条第二項に規定する基準に適合するか否かの検査を行うものとする。

【趣旨】

第十一条は、知事が定める基準に適合する防災調整池等が適切に設置され、その後の維持管理【参考 P48】が適切に行われるための手続を規定しています。

【解説】

第十一条第一項は、特定開発行為者が、防災調整池等の設置が完了したことや防災調整池等の管理者を確認するため、当該防災調整池等の管理者その他規則で定める事項について、知事に届け出る義務を有することを規定しています。なお、規則については本条例の施行までの間に制定する予定です。

第十一条第二項は、第十一条第一項の規定により届出のあった防災調整池等について、第九条第二項に規定する基準に適合するか否かの検査を行うことを規定しています。

基準に適合しない場合は、第十条第二項により基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう命令することになります。なお、基準については本条例の施行までの間に制定する予定です。

(管理者の義務)

第十二条 防災調整池等の管理者は、知事が定める基準に基づき、当該防災調整池等の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。

2 知事は、防災調整池等の管理者が前項の規定に違反して適正な管理を怠ったと認めるときは、当該防災調整池等の管理者に対し、期限を定めて、当該防災調整池等の機能を維持するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 防災調整池等の管理者が変更したときは、新たに当該防災調整池等の管理者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

【趣旨】

第十二条は、防災調整池等の管理者が、防災調整池等の機能を維持するために、適正な管理【参考 P48】を行う義務を有すること、管理が適正でない場合には、知事が命令できることを規定しています。また、管理者が変更された場合には、新たな管理者が、知事に届け出る義務を有することを規定しています。

【解説】

第十二条第一項は、防災調整池等の雨水流出抑制機能が維持されない場合、河川への雨水流出量が増加する恐れがあるため、設置した防災調整池等の機能を維持するために、適正な管理を実施するよう義務づけています。適正な管理とは、例えば、防災調整池では堆積土砂等の撤去、堤体の修繕等を行うことをいい、そのために、知事が技術的な維持管理基準を定めることとしています。なお、基準については本条例の施行までの間に制定する予定です。

第十二条第二項は、防災調整池等の管理者が適正な管理を行わなかったと知事が認める場合には、当該防災調整池等の機能を維持するために必要な措置を講ずるよう命令することができることを規定しており、当該防災調整池等の有する流出増抑制の機能を担保しようとするものです。

なお、適正な管理を行っているかどうかについては、必要に応じて条例第十九条に基づく立入検査により管理状況を確認して判断することになります。

第十二条第三項は、防災調整池等の管理者を変更する時は、新たに管理者となった者が、規則の定めに基づき、その旨を知事に届け出る必要があることを規定しています。管理者を確実に把握することで、適正に管理されていない防災調整池等が発見された場合に、適切な指導を行うことができると考えられます。なお、規則については本条例の施行までの間に制定する予定です。

(雨水貯留浸透施設)

第十三条 県は、大和川流域整備計画に基づき、奈良県立学校の運動場等に雨水貯留浸透施設を設置するものとする。

2 県は、市町村の取組が促進されるよう、大和川流域整備計画に基づき雨水貯留浸透施設を設置する市町村に対し、必要な支援を行うものとする。

3 雨水貯留浸透施設の管理者は、知事が定める基準に基づき、当該雨水貯留浸透施設の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。

【趣旨】

第十三条は、雨水貯留浸透施設の設定【参考 P49】について規定しています。また、雨水貯留浸透施設の管理者が機能を維持するために、適正な管理を行う義務を有することを規定しています。

【解説】

第十三条第一項は、県は、流域整備計画に基づき施設の設定を行うこと、第十三条第二項は、市町村のため池治水利用施設の整備進捗が低迷していることを踏まえ、学校の運動場等に雨水貯留浸透施設の設定を促進しようとするもので、市町村が設置を行うにあたり必要な支援を県が行うことを定めています。

支援には、治水効果のある設置される場所の選定や対策による効果算定等の技術的な支援と財政的な支援があります。

雨水貯留浸透施設が設置される場所としては、下記のような箇所があげられます。

- ①学校の運動場
- ②公園緑地
- ③駐車場
- ④集合住宅の棟間
- ⑤レジャー用地・運動公園・行政管理施設用地

第十三条第三項は、設置した雨水貯留浸透施設の機能を維持するために、適正な管理を求めています。適正な管理を行うため、知事が技術的な維持管理基準を定めることとしています。

なお、基準については本条例の施行までの間に制定する予定です。

維持管理は、雨水貯留浸透施設の設置者が、設置箇所である公共施設等の管理者と協議して管理協定を締結し、点検や清掃、修繕等についての役割分担等を定めます。具体的な管理項目としては、下記のようなものがあげられます。

- ①点検
- ②清掃（機能回復）
- ③補修
- ④浸透機能回復の確認（浸透施設の場合）

(ため池治水利用施設)

第十四条 県は、大和川流域整備計画に基づき、ため池治水利用施設を整備するものとする。

2 県は、市町村の取組が促進されるよう、大和川流域整備計画に基づきため池治水利用施設を整備する市町村に対し、必要な支援を行うものとする。

3 ため池治水利用施設の管理者は、知事が定める基準に基づき、当該ため池治水利用施設の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。

【趣旨】

第十四条は、ため池治水利用施設を整備【参考 P50】について規定しています。また、ため池治水利用施設の管理者が機能を維持するために、適正な管理を行う義務を有することを規定しています。

【解説】

第十四条第一項は、県は、流域整備計画に基づき整備を行うこと、第十四条第二項は、市町村のため池治水利用施設を整備進捗が低迷していることを踏まえ、ため池治水利用施設を整備を促進しようとするもので、市町村が整備を行うにあたり必要な支援を県が行うことを定めています。

支援には、治水効果のあるため池の選定や対策による効果算定等の技術的な支援と財政的な支援があります。

第十四条第三項は、設置したため池治水利用施設の機能を維持するために、適正な管理を求めています。適正な管理を行うため、知事が技術的な維持管理基準を定めることとしています。

なお、基準については本条例の施行までの間に制定する予定です。

維持管理は、ため池治水利用施設の設置者が、ため池管理者と協議して管理協定を締結し、点検や清掃、修繕等の役割分担等について定めます。治水機能を持つ施設の維持管理については設置者が行い、利水機能を持つ施設の維持管理についてはため池管理者が行うことが原則です。具体的な管理項目としては、下記のようなものがあげられます。

- ①点検
- ②清掃（機能回復）
- ③補修

(水田貯留施設)

第十五条 県は、大和川流域整備計画に基づき、水田貯留施設を整備するものとする。

2 県は、市町村の取組が促進されるよう、大和川流域整備計画に基づき水田貯留施設を整備する市町村に対し、必要な支援を行うものとする。

3 水田貯留施設の管理者は、知事が定める基準に基づき、当該水田貯留施設の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。

【趣旨】

第十五条は、水田貯留施設の整備【参考 P51】について規定しています。また、水田貯留施設の管理者が、適正な管理を行う義務を有することを規定しています。

【解説】

第十五条第一項は、県は、流域整備計画に基づき整備を行うこと、第十五条第二項は、市町村での流域対策の進捗が低迷していることを踏まえ、新たな流域対策の手法として水田貯留施設の整備を促進しようとするもので、市町村が整備を行うにあたり必要な支援を県が行うことを定めています。

支援には、治水効果のある場所の選定や対策による効果算定等の技術的な支援と財政的な支援があります。

第十五条第三項は、設置した水田貯留施設の機能を維持するために、適正な管理を求めています。適正な管理を行うため、知事が技術的な維持管理基準を定めることとしています。

なお、基準については本条例の施行までの間に制定する予定です。

維持管理は、水田貯留施設が設置される市町村が、その水田の耕作者とともに、点検や清掃等を実施するものとし、具体的な管理項目としては、下記のようなものがあげられます。

- ①点検
- ②清掃（機能回復）
- ③補修

(ため池の保全)

第十六条 ため池（かんがいの用に供するものに限る。以下同じ。）について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該ため池が有する雨水貯留機能を維持するため、当該ため池の保全に努めなければならない。

2 満水面積（常時満水位のときの貯水面積をいう。次項において同じ。）が千平方メートル以上のため池の全部又は一部を廃止しようとする者（特定開発行為をしようとする者に該当する者を除く。同項において同じ。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 ため池の名称及び所在地
- 三 ため池を廃止する目的
- 四 ため池を廃止した後の土地の利用の状況
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 満水面積が千平方メートル以上のため池の全部又は一部を廃止しようとする者は、当該ため池が有する雨水貯留機能を維持するため、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

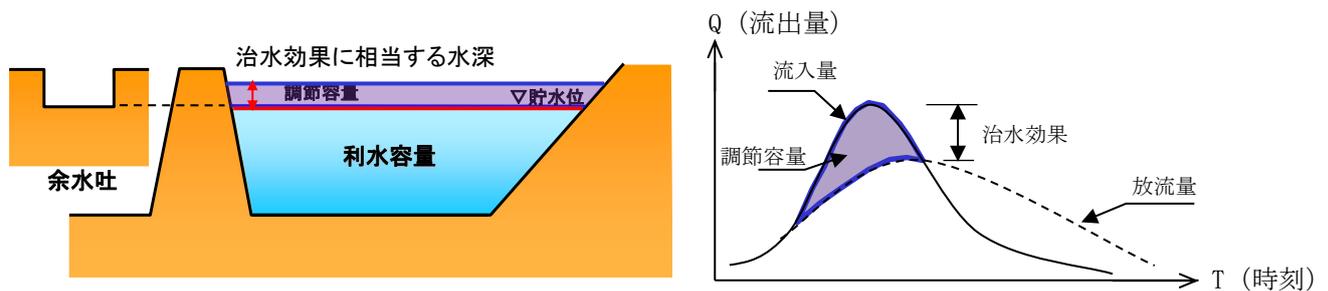
【趣旨】

第十六条は、ため池の保全【参考 P52】について規定しています。また、ため池の廃止に関する届出や、雨水貯留機能を維持するための措置について規定しています。

【解説】

第十六条第一項は、ため池の所有者等が、ため池の有する雨水貯留機能が持続的に維持されるように、ため池の保全を行う努力義務があることを規定しています。

治水容量を持たないため池でも、ため池に流入した雨水が余水吐から流出することにより、流出が遅れるため、放流波形が流入波形に比べ緩やかになり、このことが、治水効果に繋がります。



治水容量を持たないため池の治水効果の概念図

第十六条第二項は、満水面積が 1,000m² 以上のため池について、一部又は全部を廃止しようとする者が、その旨を知事に届け出る義務を有することを規定しています。

ため池の一部廃止とは、一部埋め立てによる池面積の縮小を指し、全部廃止とは、全て埋め立てた状態を指します。また、満水面積とは、常時満水位に対する池水面の面積のことです。

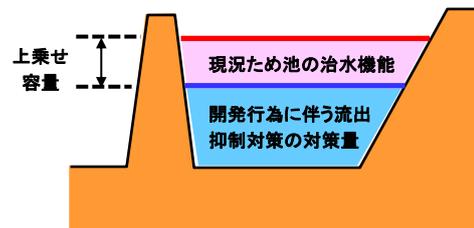
ため池の全部または一部を廃止しようとする場合には、規則に基づき、その旨を知事に届け出なければなりません。なお、規則については本条例の施行までの間に制定する予定です。

第十六条第三項は、満水面積が 1,000m² 以上のため池について、一部又は全部を廃止しようとする者が、当該ため池が有する雨水貯留機能を保つための適切な措置を講じる努力義務を有することを規定しています。

特定開発行為により、開発区域に含まれるため池の一部又は全部が廃止される場合には、「大和川流域ため池治水機能保全対策指針（案）（昭和 62 年 9 月）」により、通常の防災調整池に加え、現況ため池の治水効果を上乘せした調整池を整備する必要があります。第二項で特定開発行為者に該当する者を除いているのは、特定開発行為に該当する場合は第九条等の規定により、ため池の廃止について把握できるからです。

一方、特定開発行為を伴わない場合にため池が廃止される場合は把握できないため、本条例の規定により届出を求めるものです。

雨水貯留機能を保つための適切な措置としては、「大和川流域ため池治水機能保全対策指針（案）（昭和 62 年 9 月）」に準じた調整池の設置のほか、浸透ますの設置、透水性舗装の整備等があげられます。



上乘せの概念図

（農地の保全）

第十七条 農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地をいう。以下同じ。）について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地が有する雨水貯留浸透機能を維持するため、当該農地の保全に努めなければならない。

【趣旨】

第十七条は、農地の所有者等が、農地の保全を行う努力義務のあることを規定しています。

【解説】

第十七条は、水田、畑などの農地が、雨水を地中に浸透させ、一時的に貯留し、下流及び周辺に徐々に流すことにより洪水を防止、軽減する機能を有しているため、農地の所有者、耕作者に、農地の保全に努めることを求めています。

（農地法）

第二条 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。（以下略）

(森林の保全)

第十八条 森林所有者（森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。）その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者は、当該森林が有する雨水貯留浸透機能を維持するため、当該森林の保全に努めなければならない。

【趣旨】

第十八条は、森林所有者等が、森林の保全を行う努力義務のあることを規定しています。

【解説】

森林は、森林・林業基本法に基づき、国土の保全、水源のかん養等の多面的な機能を発揮させるため、その適正な整備及び保全が図られなければなりません。第十八条は、森林が、地表面に到達した雨水を地中に浸透させ、一時的に貯留し、下流及び周辺に徐々に流すことにより洪水を防止、軽減する機能を有しているため、森林の所有者等に、森林の保全に努めることを求めています。

(森林法)

第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。（以下略）

(森林・林業基本法)

第二条 森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない。

森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者として、森林の所有者のほか、森林組合等の事業者があげられます。所有者と事業者が相互に協力して、森林の有する多面的機能を考慮して森林の保全に努めることを求めています。

奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例（平成22年3月26日条例第50号）では、第2条第2項において、「森林の有する多面的機能」について、「森林の有する県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。」と定義しています。

(奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例)

第一条 この条例は、森林づくり並びに林業及び木材産業の振興について、基本理念を定め、県、森林所有者、森林組合等の事業体及び木材産業関係者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、森林づくり並びに林業及び木材産業の振興の施策の基本となる事項等を定めて、森林づくり並びに林業及び木材産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展を促進し、もって森林からもたらされる恵沢を県民の共通の財産として次世代に引き継ぐとともに、活力ある地域社会を実現することを目的とする。

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 森林づくり 森林を守り、又は育てることをいう。
- 二 森林の有する多面的機能 森林の有する県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。
- 三 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者(国及び市町村を除く。)をいう。
- 四 森林組合等の事業体 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の規定による森林組合及び森林施業(造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。)を行う事業者をいう。
- 五 木材産業関係者 木材その他の林産物の加工及び流通の事業を営む者をいう。
- 六 県産材 県内で生産された木材をいう。

第三条 森林づくり並びに林業及び木材産業の振興は、森林の有する多面的機能が県民生活にとってかけがえのない財産であるとともに、林業及び木材産業が地域社会の持続的な発展に重要な役割を担っていることにかんがみ、長期的な展望に立ち、県、市町村、森林所有者、森林組合等の事業体、木材産業関係者及び県民の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、将来にわたり持続的に推進されなければならない。

(立入検査等)

第十九条 知事は、第九条から第十二条までの規定の施行に必要な限度において、特定開発行為をしようとする者、特定開発行為者若しくは防災調整池等の管理者に対しその業務に関し報告を求め、又はその職員に特定開発行為をしようとする者若しくは特定開発行為者の事務所、特定開発行為の対象となる土地、防災調整池等その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

第十九条は、特定開発行為者もしくは防災調整池管理者に報告を求めることや、奈良県職員の立入検査について規定しています。

【解説】

第十九条は、特定開発行為に伴う防災調整池の設置と維持管理の義務に対する実効性を確保するため、特定開発行為者もしくは防災調整池管理者に報告を求めることや、奈良県職員が立入検査を行うことができることを定めています。

立入検査等が行われるのは、防災調整池等に関する以下の条項に限定されます。

第九条 防災調整池等の設置等

第十条 監督処分

第十一条 設置の完了の届出等

第十二条 管理者の義務

立入検査等は防災調整池等に関する各種の要件や基準への適用性、現地状況の確認のために行います。

本条第一項に規定する報告をしない場合、若しくは虚偽の報告をした場合、立入検査を拒み、妨げ、忌避し、質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、第二十六条第二項の規定により罰則の対象となります。

第四章 土地利用対策

(市街化編入抑制区域の指定等)

第二十条 県は、浸水被害を防止し、又は軽減するため、市街化編入抑制区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域内の土地の区域であつて、十年につき一回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において想定される浸水深が五十センチメートル以上の土地の区域をいう。以下同じ。）を指定することができる。

2 県は、前項の規定により市街化編入抑制区域を指定したときは、速やかに公表しなければならない。

3 前項の規定は、市街化編入抑制区域の指定の変更について準用する。

【趣旨】

第二十条は、市街化編入抑制区域の指定、公表について規定しています。なお、第二十一条では、本区域を原則として市街化区域へ編入しないことを規定しています。

【解説】

浸水の危険性のある区域において、市街化調整区域の市街化区域への編入等により市街化を図ると、自らが浸水被害に遭うリスクが高まります【参考 P54】。浸水リスクのある土地の区域を可視化することで、浸水の危険性のある区域における市街化を抑制し、将来の浸水被害に対する安全性を確保することが必要です。

第二十条第一項は、県が、十年につき一回の割合で発生するものと予想される降雨【参考 P54】が生じた場合における想定浸水深が五十センチメートル以上である土地の区域（都市計画法第七条第一項【P32】にて規定する市街化調整区域に限る。）を、市街化編入抑制区域として指定できることを規定しています。

第二十条第二項は、県が市街化編入抑制区域を指定したときには、速やかに公表する義務を有することを規定しています。

第二十条第三項は、区域の指定を変更する場合にも、第二十条第一項及び第二項を準用することを規定しています。

市街化編入抑制区域の指定、公表については県が行います。

市街化編入抑制区域については、市街化の進展や地盤高の変更などの土地利用状況の変更や、河川整備による流下能力向上などにより、区域面積が拡大・縮小するだけでなく、区域が新たに発生・解消するなど、変化する可能性があります。そのため、市街化編入抑制区域を変更する場合の取り扱いについて、第三項に規定しています。市街化編入抑制区域の変更は、河川整備の状況や土地利用の状況等を確認のうえ、定期的に見直す予定です。

(市街化区域への編入の抑制)

第二十一条 県は、都市計画法第十五条第一項第二号に規定する区域区分に関する都市計画を同法第十八条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により決定し、又は変更するときは、原則として、市街化編入抑制区域を新たに同法第七条第一項に規定する市街化区域として定めないものとする。ただし、著しい浸水被害を防止するための対策が実施され、又は確実に実施されると認められる場合にあっては、この限りでない。

【趣旨】

第二十一条は、原則として市街化編入抑制区域を、新たに市街化区域へ編入しないことを規定しています。

【解説】

第二十一条は、県が都市計画の区域区分の決定又は変更を行うにあたり、原則として市街化編入抑制区域を新たに市街化区域として定めないことを規定しています。ただし、著しい浸水被害の発生を防止するための対策が実施され、又は確実に実施されると認められる場合には適用しないこととしています。

区域区分とは、市街化区域と市街化調整区域との区分をいいます（都市計画法第七条第一項）。市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます（都市計画法第七条第二項）。また、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域をいいます（都市計画法第七条第三項）。なお、市街化区域を定める技術基準【参考 P55】については、都市計画法施行令第八条第一項第二号【P33】に規定されています。

(都市計画法)

第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法第二条第三項 に規定する都市整備区域

二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

第十五条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 区域区分に関する都市計画（以下略）

第十八条 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。(以下略)

第二十一条 都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第六条第一項若しくは第二項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第十三条第一項第十九号に規定する政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要があるとなったとき、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要があるときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。

2 第十七条から第十八条まで及び前二条の規定は、都市計画の変更(第十七条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条第二項及び第三項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。)について準用する。(以下略)

(都市計画法施行令)

第八条 区域区分に関し必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 既に市街地を形成している区域として市街化区域に定める土地の区域は、相当の人口及び人口密度を有する市街地その他の既成市街地として国土交通省令で定めるもの並びにこれに接続して現に市街化しつつある土地の区域とすること。

二 おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に定める土地の区域は、原則として、次に掲げる土地の区域を含まないものとする。

イ 当該都市計画区域における市街化の動向並びに鉄道、道路、河川及び用排水施設の整備の見通し等を勘案して市街化することが不適当な土地の区域

ロ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域

ハ 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域

ニ 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域

三 区域区分のための土地の境界は、原則として、鉄道その他の施設、河川、海岸、崖その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めることとし、これにより難い場合には、町界、字界等によること。(以下略)

第五章 支川流域市町村との連携

(支川流域市町村との協定)

第二十二條 県は、大和川の支川の流域において上流及び下流が一体となった施策を推進し、並びに大和川の支川の流域の市町村（以下「支川流域市町村」という。）のまちづくりを支援するため、支川流域市町村その他事業者と協定を締結することができる。

【趣旨】

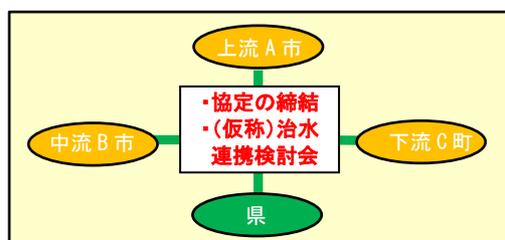
第二十二條は、大和川の支川である県管理河川の流域において、県と流域市町村が総合治水に関する協定を締結できることを規定しています。

【解説】

第二十二條は、総合治水に関する取組については、大和川流域総合治水対策協議会において合意された内容が関係者の責務により実施されているものの、流域対策の取組状況にバラツキが生じています。そのため、これまで以上に、総合治水の施策を実施する県と市町村が上流及び下流で一体となって総合治水を推進していくための体制として、大和川の支川流域毎に県と上下流市町村が総合治水の推進に関する協定を締結できることを規定しています。

具体的には、協定に定めた実施計画に具体的な役割分担や実施施策などを記載することにより県及び流域市町村の責務を明確にすることが考えられます。

なお、詳細については、別途、要綱を定める予定です。



協定の枠組みイメージ図（支川沿川の A 市、B 市、C 町と県が協定を締結）

(協定に基づく計画)

第二十三条 県は、前条の規定により支川流域市町村と協定を締結したときは、当該支川流域市町村に係る大和川流域における総合治水の推進に関する計画を当該支川流域市町村と策定し、公表するものとする。

2 県は、毎年度一回、前項の計画に記載された施策の実施状況を公表するものとする。

3 県は、第一項の計画に記載された施策について、県が実施するものにあつては積極的に推進し、支川流域市町村が実施するものにあつては積極的に支援するものとする。

【趣旨】

第二十三条は、支川流域における総合治水の推進に関する計画を策定し、施策の実施状況を公表することを規定しています。

【解説】

第二十三条第一項は、県及び支川の上下流域の関係市町村において、第二十二条で規定する協定の締結を行ったときは、実施する治水対策、県と市町村の役割分担等を明確にした計画を策定するとともに公表することを規定しています。

第二十三条第二項は、計画に定められた治水対策、流域対策等の実施状況については、毎年度一回公表することを規定しています。

計画内容については県と市町村が協力して検討して策定することになります。

第二十三条第三項は、地方分権の観点から市町村の責務を県条例で定めることはできませんが、県と市町村で協定を締結し、計画において県と市町村がそれぞれ総合治水対策の実施主体として施策を推進することを明確にしています。

また、県が主体として実施する施策にあつては、積極的に実施していき、市町村が主体として実施する施策にあつては、治水対策案の検討等の技術支援や補助制度を活用した財政支援を積極的に実施していきます。

なお、詳細については、別途、要綱を定める予定です。

第六章 雑則

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

第二十四条は、本条例の規定のほか、施行に関して必要な事項について、別途、定めることを規定しています。

【解説】

第二十四条は、第一条から第二十三条、第二十五条から第二十八条に定める規定のほか、この条例の施行に関して必要な事項について、別途、規則で定めることを規定しています。

なお、現時点では、本条に基づく規則はありません。

第七章 罰則

第二十五条 第十条又は第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

第二十五条は、第十条又は第十二条第二項の規定による命令の違反者への罰則を規定しています。

【解説】

第二十五条は、第十条第一項により防災調整池等の設置を命ぜられ、または第十条第二項により防災調整池等を知事が定める基準に適合させるための措置を命ぜられ、または第十二条第二項により防災調整池等の機能を維持するための措置を命ぜられた場合に、その命令に違反した者に対して科される罰則を規定しています。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十九条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

【趣旨】

第二十六条は、第九条第一項の規定、第十九条第一項の規定に違反した者に対して科される罰則を規定しています。

【解説】

第二十六条は、特定開発行為をしようとする者が、当該特定開発行為の内容を、第九条第一項の規定により知事に届け出ることを怠り、または、当該特定開発行為の変更内容を届け出ることを怠り、または虚偽の届出をし、あるいは、第十九条第一項に規定する報告をせず、もしくは虚偽の報告をした場合、または、第十九条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または質問に対して陳述をせず、もしくは虚偽の陳述をした場合に科される罰則を規定しています。

第二十七条 第十六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

【趣旨】

第二十七条は、第十六条第二項の規定に違反した者に対して科される罰則を規定しています。

【解説】

第二十七条は、満水面積（常時満水位のときの貯水面積をいう）が千平方メートル以上のため池の全部または一部を廃止しようとする者（特定開発行為者に該当する者を除く。）が、知事に届け出ることを怠り、または虚偽の届出をした場合に科される罰則を規定しています。

（両罰規定）

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事務に関し、第二十五条又は第二十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

【趣旨】

第二十八条は、第二十五条又は第二十六条の違反行為をした者が罰則を受けるほか、違反行為をした者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であった場合は、その法人または人に対しても罰金刑が科されることを規定しています。

【解説】

第二十八条は、第二十五条に規定される、第十条 防災調整池等の設置等 又は第十二条第二項 防災調整池等の管理等に対する知事の命令違反、または第二十六条に規定される、第九条第一項 特定開発行為の内容の届け出等違反、第九条第二項 立入検査の拒絶等の違反行為をした場合には、行為者本人だけでなく、その行為者と雇用などの関係にある法人又は人をも処罰することを規定しています。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第九条から第十二条まで、第十六条第二項及び第三項、第十九条並びに第二十五条から第二十八条までの規定は、同年十月一日から施行する。

【趣旨】

附則第一項は、条例の施行期日を規定しています。

【解説】

附則第一項は、本条例を、平成三十年四月一日から施行することを規定していますが、次にあげる条項については、県民等への周知の観点から周知期間を考慮して、半年後の平成三十年十月一日に施行するものとしています。対象となる条項は、第九条 防災調整池等の設置等、第十条 監督処分、第十一条 設置の完了の届出等、第十二条 管理者の義務、第十六条 ため池の保全 第二項及び第三項、第十九条 立入検査等、第二十五条から第二十八条 罰則 であり、これらについては平成三十年十月一日から施行するものとしています。

（経過措置）

2 第九条の規定は、前項ただし書に規定する施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に第二条第八号に掲げる許可又は認可を必要とする者が当該許可又は認可を求める申請を行った場合における当該申請に係る特定開発行為について適用する。

【趣旨】

附則第二項は、施行期日の経過措置を規定しています。

【解説】

附則第二項は、特定開発行為をしようとする者が、第九条に規定される内容の知事への届け出や、防災調整池等の設置を行う義務について、附則第一項ただし書に規定される一部施行日である平成三十年十月一日以後に、特定開発行為に係る法令上の許可または認可を求める申請を行った場合に適用されることを規定しています。

一部施行日より前に県への申請の受付があった特定開発行為については、従前の基準に基づいて防災調整池等の設置指導を行います。なお、都市計画法または宅地造成等規制法の規定により知事の許可を受けなければならないものについては、奈良県事務処理の特例に関する条例の規定により、市町村への申請が受理された段階で県への申請が行われたものと見なします。

3 第十二条の規定は、一部施行日以後に第九条第二項の規定により設置された防災調整池等の管理者について適用する。

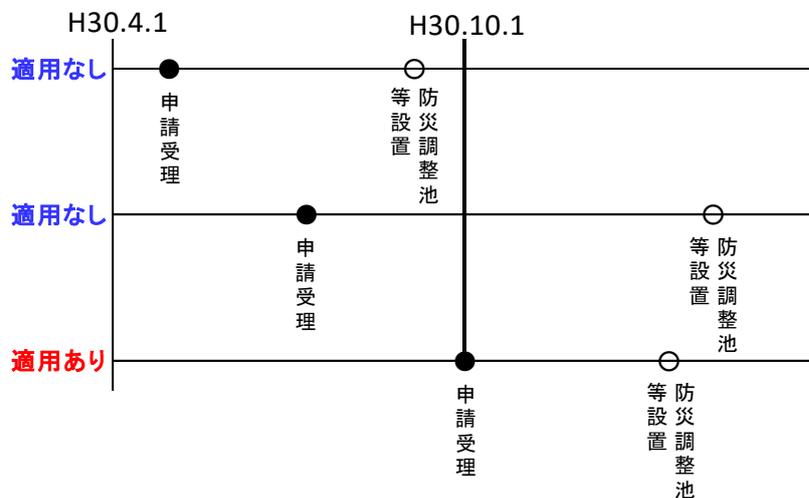
【趣旨】

附則第三項は、第十二条の規定が適用される管理者を規定しています。

【解説】

附則第三項は、第十二条に規定される防災調整池等の適正な管理の義務等については、一部施行日である平成三十年十月一日以後に第九条第二項の規定により設置された防災調整池等の管理者について適用されることを規定しています。一部施行日前に設置された防災調整池等の管理者については、本条項は適用されません。

○本条例が、防災調整池等の管理者に適用される時期（H30.10.1以降）について



【改訂履歴】

平成 29 年 10 月 初版

参 考

●大和川流域における河川整備計画

大和川水系河川整備計画は、概ね10年に1回程度の降雨【参考 P54】を対象として、流域全体を地域特性等から次の4つの圏域に分割し、圏域ごとに河川改修やダム of 整備などの工事とあわせて、地域の保水機能の保全や向上に資する流域対策を推進する計画を策定しています。

①平城圏域 (H14. 8. 28 認可) 県管理河川 22 河川 (管理延長 80. 6km)

- ・対象河川： (1) 岩井川 ダム整備
- (2) 秋篠川
- (3) 地藏院川 (遊水地整備を含む)
- (4) 蟹川
- (5) 菩提仙川
- (6) 乾川
- (7) 能登川
- (8) 菰川
- (9) 菩提川 水質改善対策 (導水管整備)

②生駒いかるが圏域 (H14. 8. 9 認可) 県管理河川 32 河川 (管理延長 83. 5km)

- ・対象河川： (1) 竜田川
- (2) 富雄川
- (3) 三代川
- (4) 実盛川 (大門川) ダム整備
- (5) 岡崎川 河川浄化施設設置

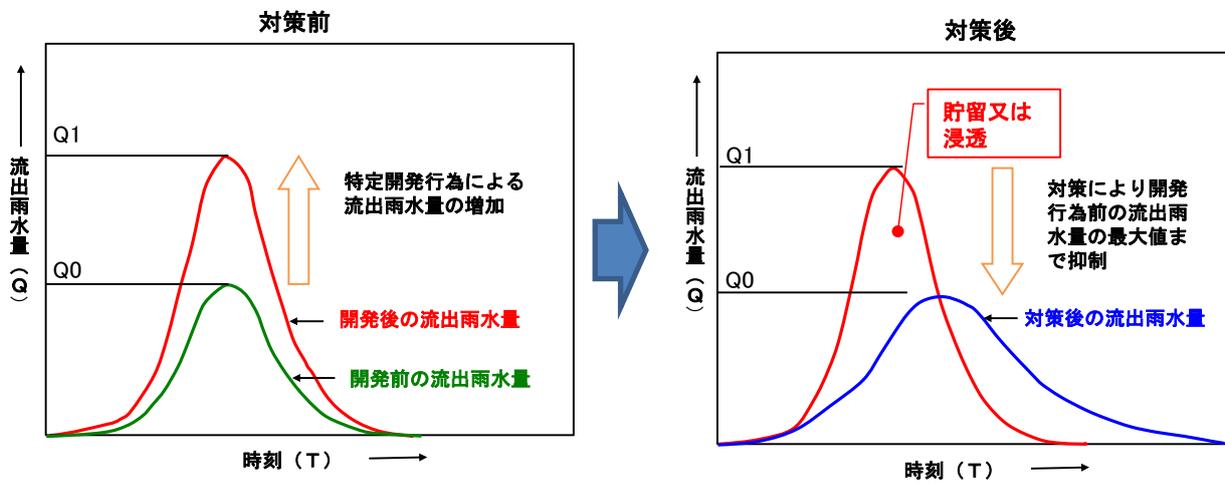
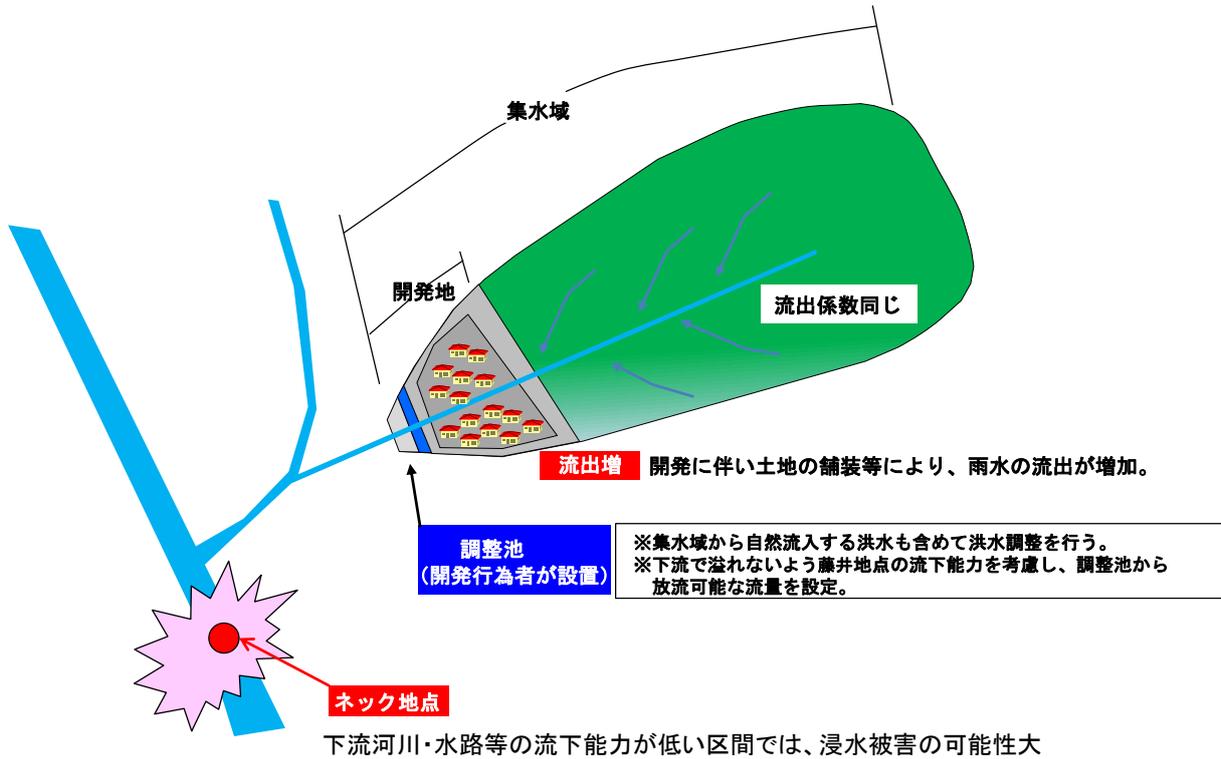
③布留飛鳥圏域 (H22. 3. 30 認可) 県管理河川 50 河川 (管理延長約 198km)

- ・対象河川： (1) 大和川 (初瀬川)
- (2) 布留川北流
- (3) 布留川南流
- (4) 寺川
- (5) 飛鳥川
- (6) 米川
- (7) 中川 (遊水地整備)
- (8) 新川

④曾我葛城圏域 (H23.9.2 認可) 県管理河川 54 河川(管理延長約 177km)

- ・対象河川： (1) 葛下川
- (2) 高田川
- (3) 葛城川
- (4) 曾我川
- (5) 安位川
- (6) 尾張川
- (7) 広瀬川
- (8) 小金打川
- (9) 土庫川 河川浄化施設設置

●防災調整池とその役割



防災調整池の役割

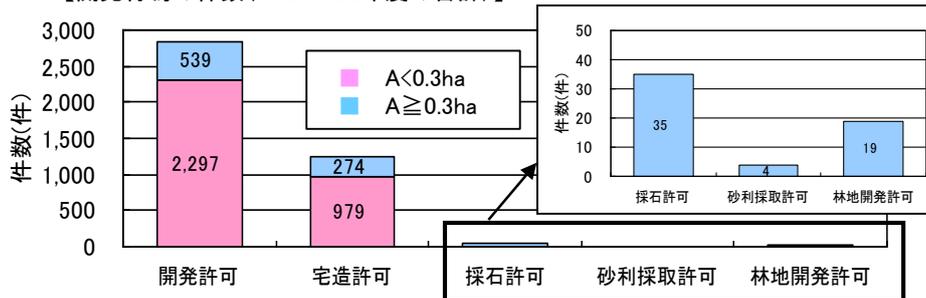
●開発等に伴う防災調整池の設置の現状

大和川流域総合治水対策協議会において策定された流域整備計画に基づき、新規開発地については、民間・公共施設ともに開発による流出増を抑制するため、防災調整池等の設置を積極的に図っていくことが合意されました。そのため、これまで一定の開発行為などによる雨水の河川への流出を増加させる恐れのある行為を行う者に対し、防災調整池等の設置を行政指導により求めています。

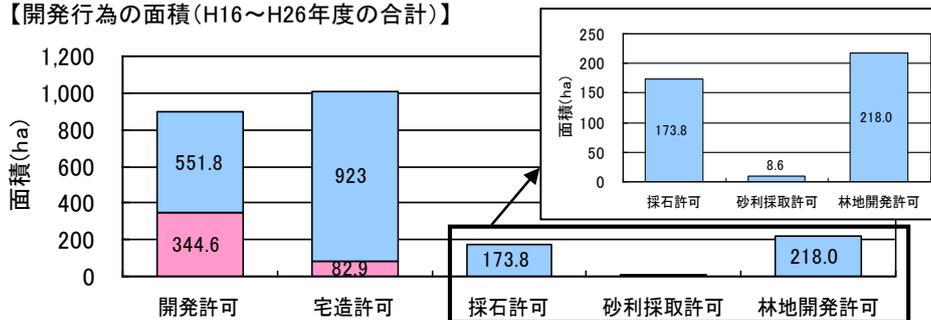
行政指導を行っている対象行為（平成29年10月時点）

行為	防災調整池等の設置指導をしている対象面積	指導根拠	面積 0.3ha～	1ha～
開発許可申請	0.3ha～	開発許可等に関する審査基準 技術基準編	大和川流域小規模開発 雨水流出抑制対策 設計指針(案) 平成元年10月	大和川流域調整池 技術基準(案) 昭和61年5月
宅地造成許可申請	0.3ha～	宅地造成等規制法に関する技術基準		
採石許可申請	0.3ha～	採石技術指導基準書(平成15年版)		
砂利採取許可申請	0.3ha～	砂利採取技術安全指針	—	
林地開発許可申請	1ha～	林地開発許可制度の手引き	—	

【開発行為の件数(H16～H26年度の合計)】



【開発行為の面積(H16～H26年度の合計)】



指導対象面積の変遷

	区分	指導対象面積	貯留量
昭和61年5月～	大規模開発	1ha以上	530m ³ /ha(585m ³ /ha)
平成元年10月～	大規模開発	1ha以上	530m ³ /ha(585m ³ /ha)
	小規模開発	0.5ha以上	300m ³ /ha
平成20年1月～	大規模開発	1ha以上	530m ³ /ha(585m ³ /ha)
	小規模開発	0.3ha以上	300m ³ /ha

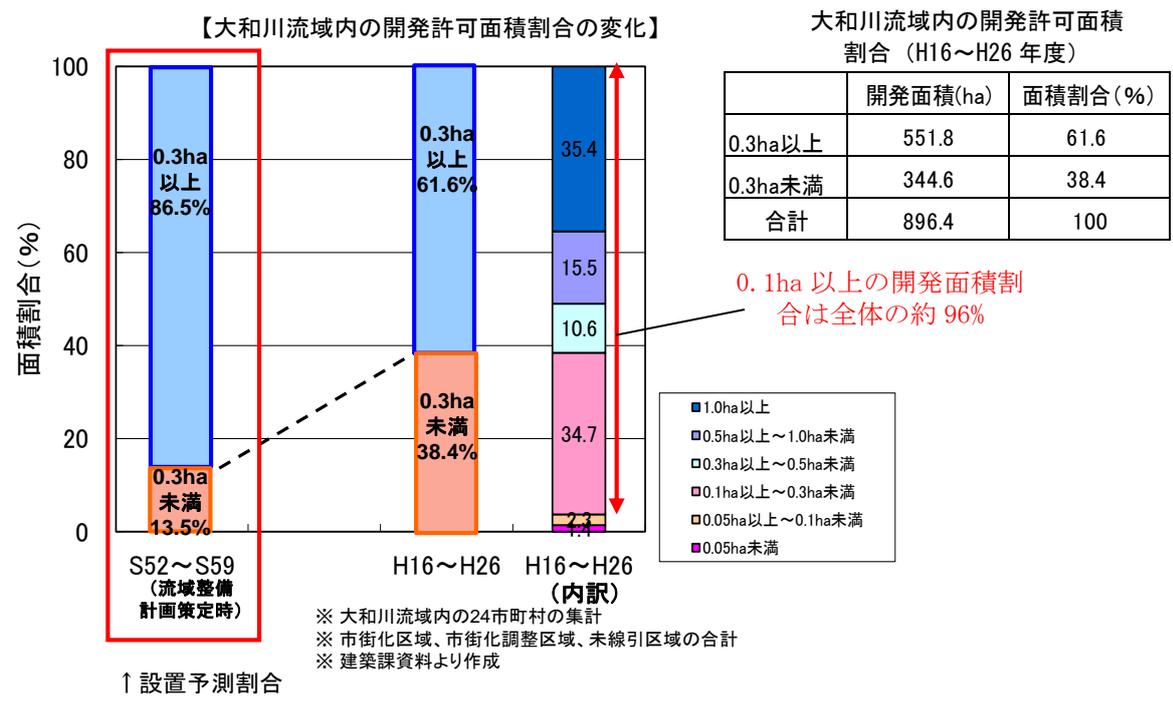
(): 市街化調整区域の場合

●開発等に伴う防災調整池の課題

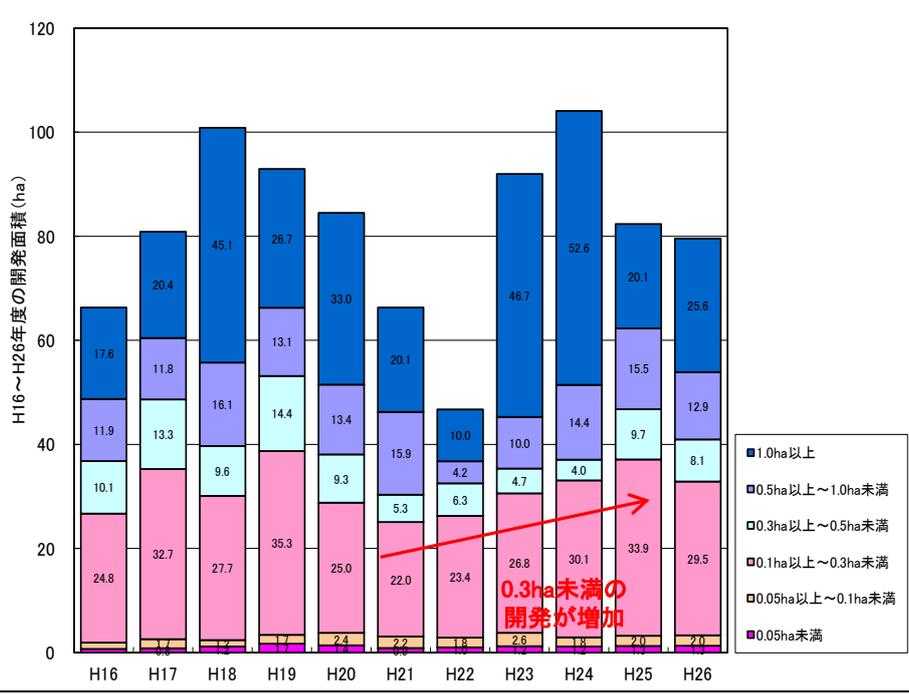
小規模開発の増加（0.3ha未満）

流域整備計画実施要領策定時（昭和61年4月）には、大和川流域における防災調整池の設置による雨水流出抑制の効果量として、開発面積0.3ha以上の開発行為に対する防災調整池の設置によるものを見込んでいました。開発面積の割合は全体の87%に相当します。

一方、平成16年度～26年度の開発許可の38%が0.3ha未満の小規模開発であり、平成21年度から0.3ha未満の小規模開発が増加しています。そのため、防災調整池等の設置割合（62%）は、流域整備計画に基づく設置予測割合（87%）を大きく下回っています。



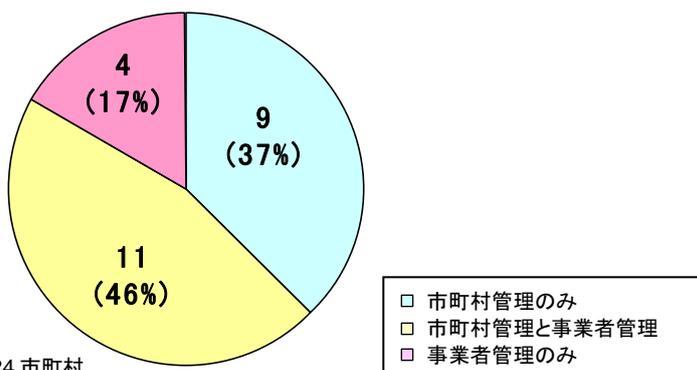
【大和川流域内の開発許可面積の経年変化】



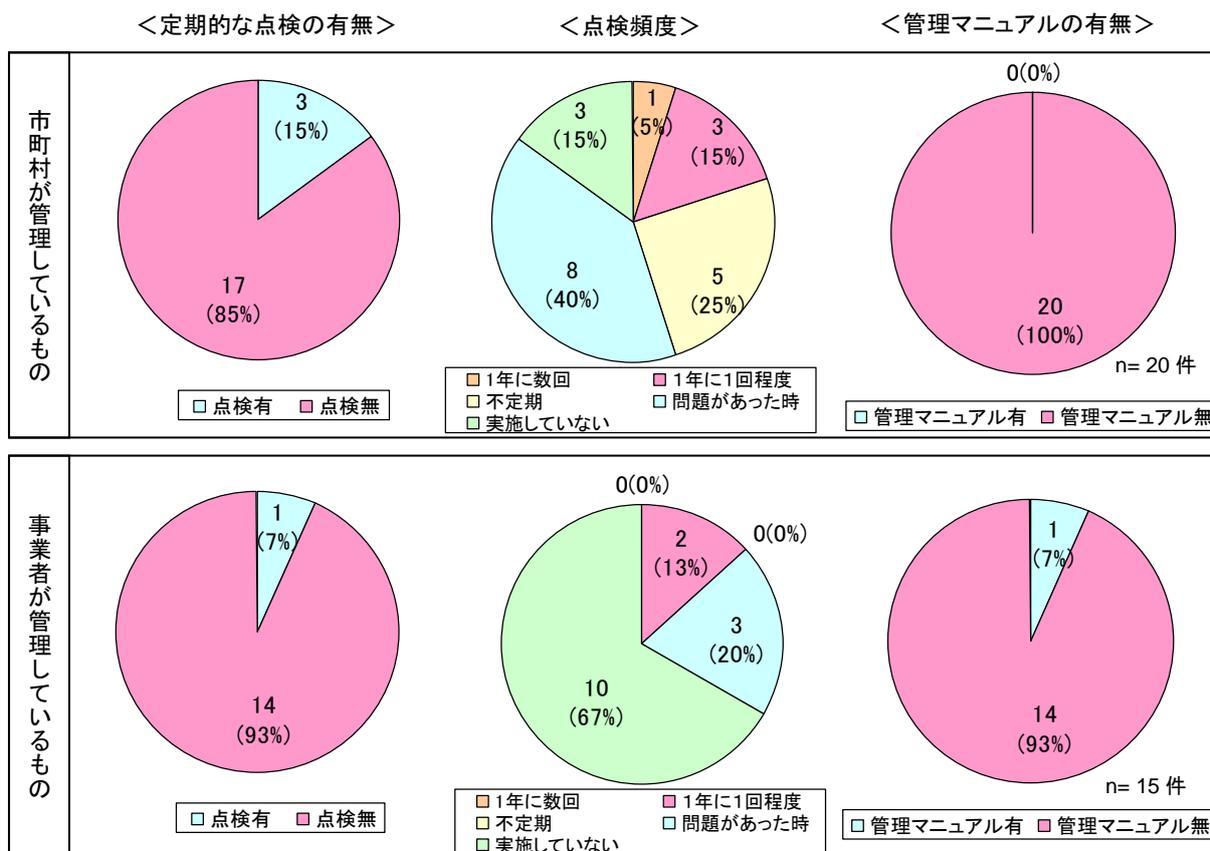
●設置された防災調整池の管理状況

一般的に開発事業に伴い設置された防災調整池は、機能の公共性を考慮すると公的機関で管理することが望ましいですが、施設閉鎖に伴い管理状況が不明な防災調整池が存在しています。

大和川流域 24 市町村のうち 20 市町村では、市町村が防災調整池の管理者となっています。しかし、点検を実施していない市町村が多く、機能維持が図られているか把握されていない状況であり、また点検頻度にもばらつきがあります。



n= 24 市町村
管理者（市町村・事業者別）の割合（平成 28 年 1 月時点）



防災調整池の管理状況（平成 28 年 1 月時点）

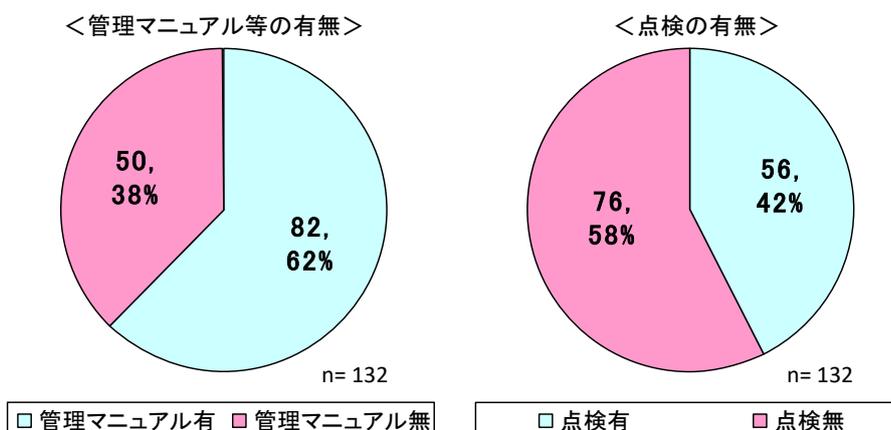
●雨水貯留浸透施設の設置状況

流域整備計画に基づく計画対策量に対して、市町村の雨水貯留浸透施設の対策率は約 151%となっています。施設数は 132 箇所（校庭貯留、公園貯留施設を対象）となっています。

維持管理に関しては、雨水貯留浸透施設の 38%では、管理マニュアル等が未作成であり、58%で点検を実施していないのが実情です。

市町村名	雨水貯留浸透施設			
	計画対策量 m ³	対策合計 m ³	箇所数 箇所	対策率 %
安堵町	540	2,575	5	476.9
御所市	4,060	14,795	3	364.4
香芝市	2,710	9,694	4	357.7
大和郡山市	5,410	14,445	19	267.0
王寺町	1,350	3,127	3	231.6
高取町	1,080	2,186	6	202.4
大和高田市	3,790	6,522	8	172.1
川西町	810	1,379	2	170.2
上牧町	1,350	2,027	4	150.1
橿原市	6,770	9,524	14	140.7
天理市	3,520	4,832	21	137.3
河合町	1,350	1,724	5	127.7
葛城市	1,890	2,322	4	122.9
斑鳩町	1,630	1,950	8	119.6
広陵町	1,900	2,185	2	115.0
桜井市	5,140	5,789	10	112.6
生駒市	5,410	5,985	44	110.6
平群町	1,350	1,445	3	107.0
明日香村	540	548	1	101.5
三宅町	270	270	1	100.0
三郷町	1,080	1,046	10	96.9
田原本町	2,440	1,660	3	68.0
奈良市	14,610	7,993	8	54.7
大淀町	0	—	—	—
小計	69,000	104,023	188	150.8
奈良県	50,000	51,865	44	103.7
合計	119,000	155,888	232	131.0

市町村の雨水貯留浸透施設・対策率と整備状況
(平成 28 年 3 月時点)



雨水貯留浸透施設の管理状況 (平成 26 年度調査)

●ため池治水利用施設の整備状況

流域整備計画に基づく計画対策量に対して、市町村のため池治水利用施設の対策率は約 42%、施設数は 85 箇所となっています。

5 市町で対策率が 100%を超過しているものの、11 市町村で 25%未満と、対策率にばらつきがみられます。進捗が低迷している主な要因は次のようなものがあり、第二項で県から支援を行うことを定めています。

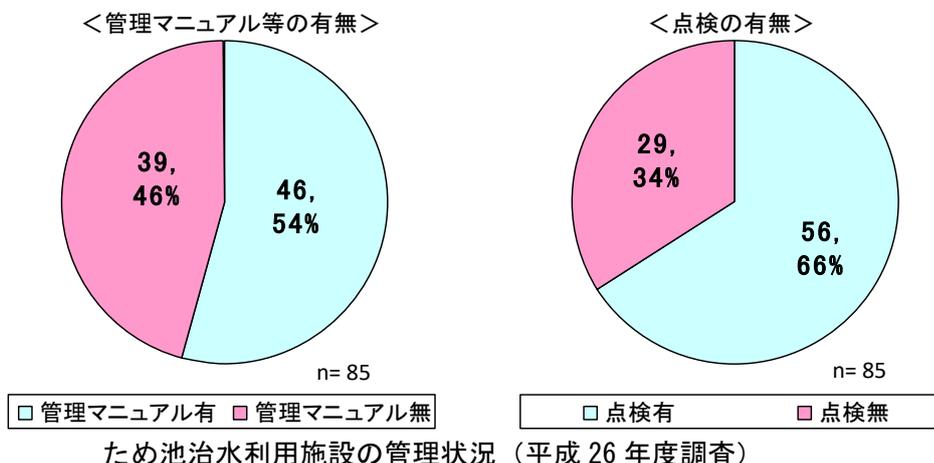
- ・一定規模のため池が限定的、かつ皿池であるため、効果的なため池が少ない。
- ・利水量の減少や治水利用による制約などを理由に施設管理者の同意を得ることが困難。
- ・行政界を跨ぐ対策の調整が困難など。

維持管理に関しては、ため池治水利用施設の 46%では、管理マニュアル等が未作成であり、34%で点検が実施されていません。



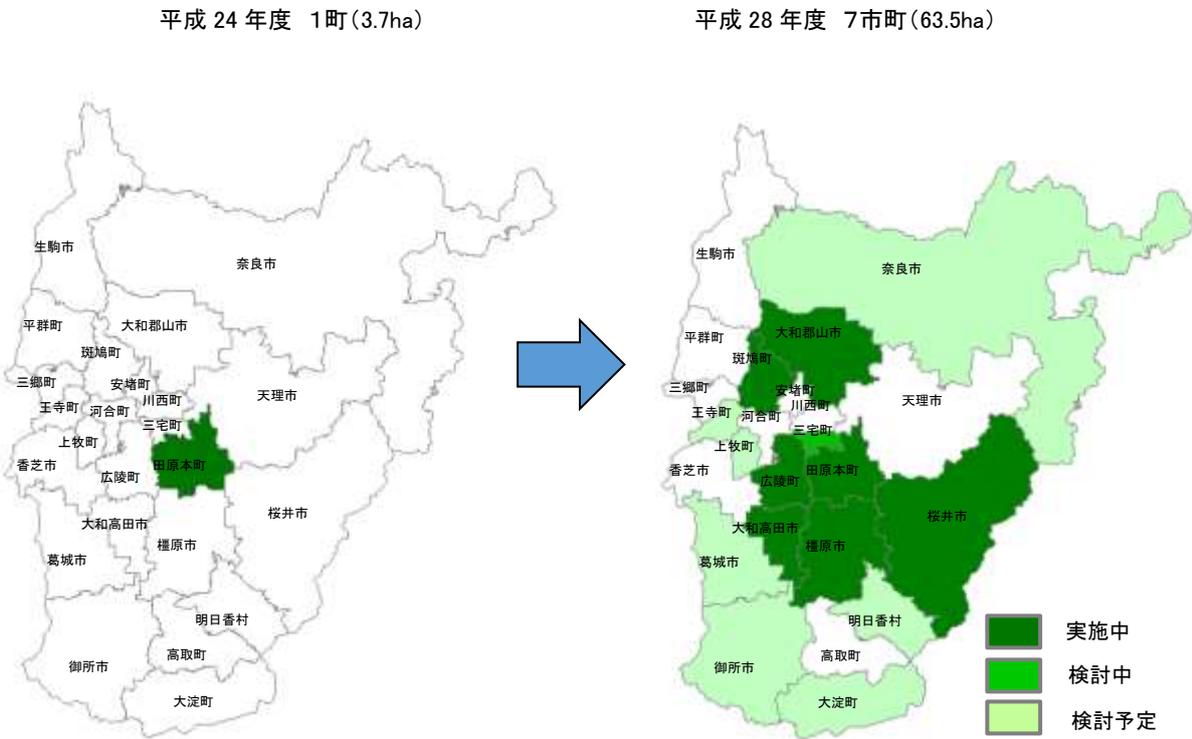
市町村名	ため池治水利用施設			
	計画対策量 m ³	対策合計 m ³	箇所数 箇所	対策率 %
大淀町	1,500	6,000	2	400.0
三郷町	25,800	44,420	6	172.2
河合町	19,500	23,886	5	122.5
大和高田市	18,300	18,590	7	101.6
橿原市	40,200	40,570	1	100.9
王寺町	21,600	21,512	3	99.6
明日香村	15,900	14,850	1	93.4
天理市	65,700	37,120	4	56.5
大和郡山市	71,700	35,580	4	49.6
斑鳩町	29,700	14,582	2	49.1
香芝市	55,300	21,929	5	39.7
奈良市	310,500	93,150	6	30.0
生駒市	62,700	18,386	6	29.3
葛城市	40,000	8,760	2	21.9
桜井市	30,300	5,955	1	19.7
上牧町	21,600	3,750	1	17.4
平群町	20,700	3,190	1	15.4
広陵町	32,400	3,075	3	9.5
御所市	48,900	2,850	1	5.8
安堵町	9,400	0	0	0.0
川西町	6,700	0	0	0.0
三宅町	3,000	0	0	0.0
田原本町	29,700	0	0	0.0
高取町	18,900	0	0	0.0
小計	1,000,000	418,155	61	41.8
奈良県	700,000	879,998	36	125.7
合計	1,700,000	1,298,153	97	76.4

市町村のため池治水利用施設・対策率と整備状況（平成 28 年 3 月時点）



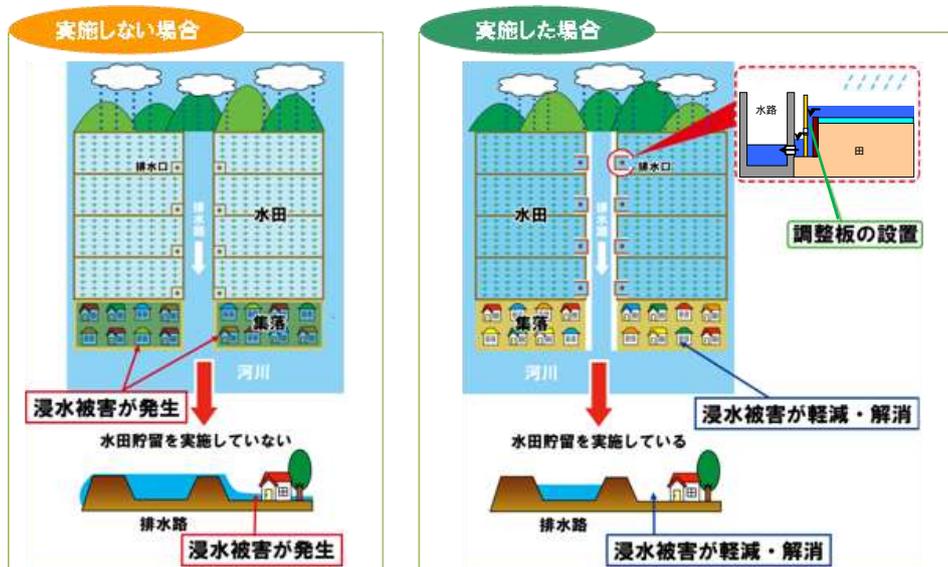
●水田貯留の取り組み状況

ため池治水利用施設に代わる新たな対策として、水田貯留による取組が広がっています。



水田貯留の取り組み状況

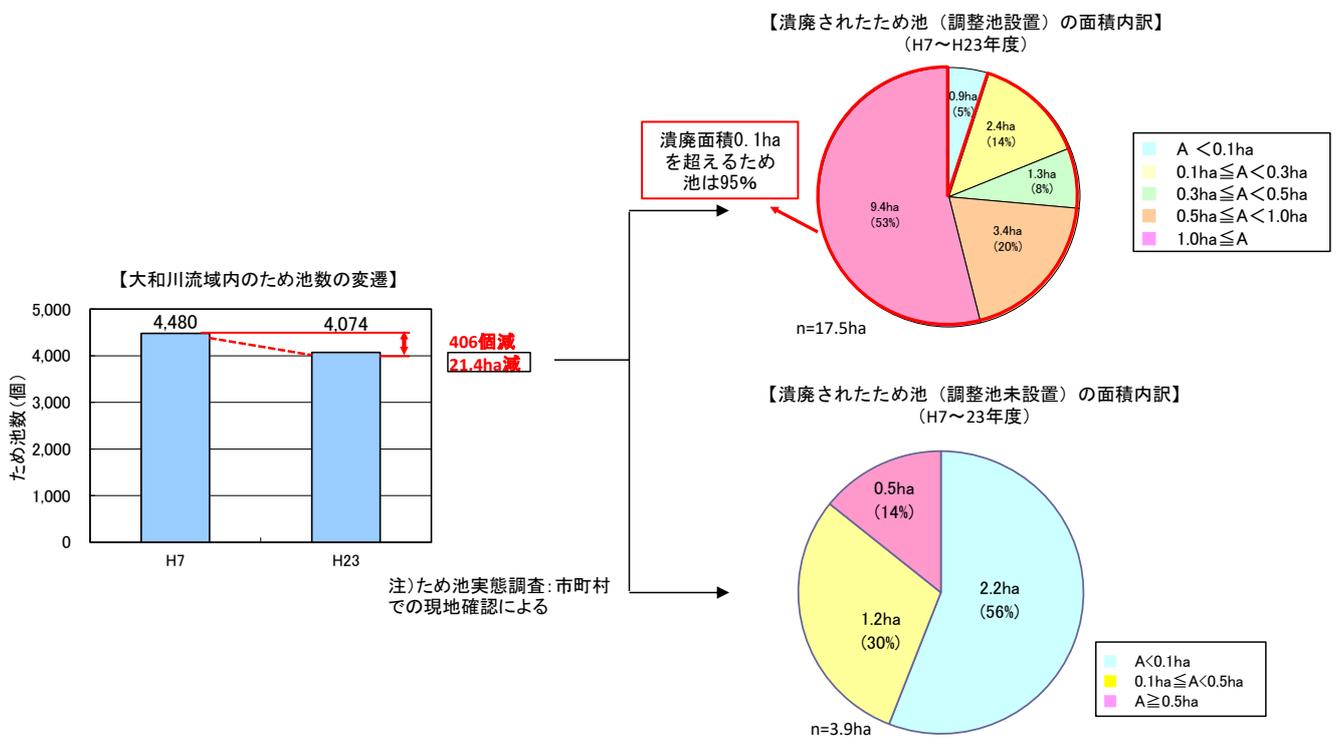
水田貯留は、水田毎に畦高が異なること、中干し期等の対策実施率が低下する時期があること、耕作者と協力して施設管理を行うこと、転作等に伴う対策の中止があることなど、雨水貯留浸透施設、ため池治水利用施設等の流域対策とは性質が異なります。水田貯留については流域対策の手法の一つとして平成29年2月に流域整備計画に位置付けられ、条例制定を契機に新たな流域対策の一つとして整備促進を図っていくこととしています。



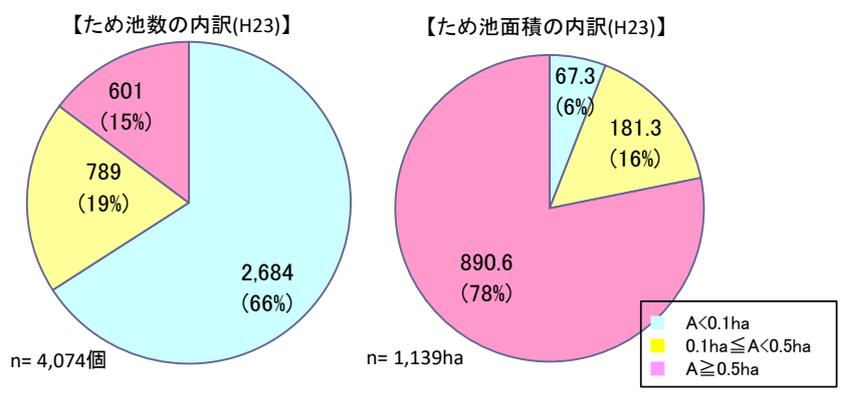
●大和川流域のため池の現状

大和川流域内には平成 23 年時点でため池が 4,074 箇所存在します。平成 7 年には 4,480 箇所存在していたので、15 年間で 406 箇所潰廃されたこととなります。潰廃された面積は 21.4ha にのぼります。

そのうち行政指導（前記の大和川流域ため池治水機能保全対策指針による防災調整池への上乗せ）により 17.5ha（潰廃されたため池の約 82%）のため池の保水力確保を図っています。



平成 23 年時点ため池の調査結果によると、ため池数の内訳では約 66%が、ため池面積が 1,000m² 未満の小規模なため池ですが、ため池面積の内訳では約 94%がため池面積 1,000 m² 以上のため池であり、本条例でほぼカバーできると考えられます。



●ため池の保全に関する条例との関係

「ため池の保全に関する条例（昭和29年9月24日奈良県条例第三十八号）」は、ため池の破損、決壊等による災害を未然に防止するため、ため池の管理に関して必要な事項を定めることを目的としています。

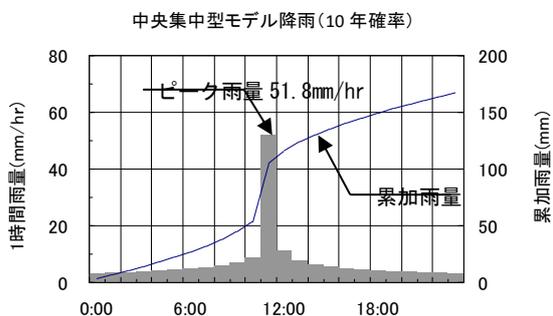
そのため、ため池の余水吐の溢水流に障害となる行為や堤とうに工作物等を設置する行為を禁止しています。

総合治水条例は、ため池の保水力を維持することで流域の浸水被害を軽減させることを目的としており、ため池条例とは目的が異なります。

●十年につき一回の割合で発生するものと予想される降雨

県が定めている降雨強度式から算出された降雨であり、その確率規模が、概ね十年に一回程度の確率で発生する降雨のことです。これは県の河川整備計画で対象とする降雨と同規模のものになります。

- ・ピーク雨量：51.8mm/hr
- ・降雨継続時間：24時間
- ・降雨波形：中央がピークとなる山型の波形
(中央集中型)



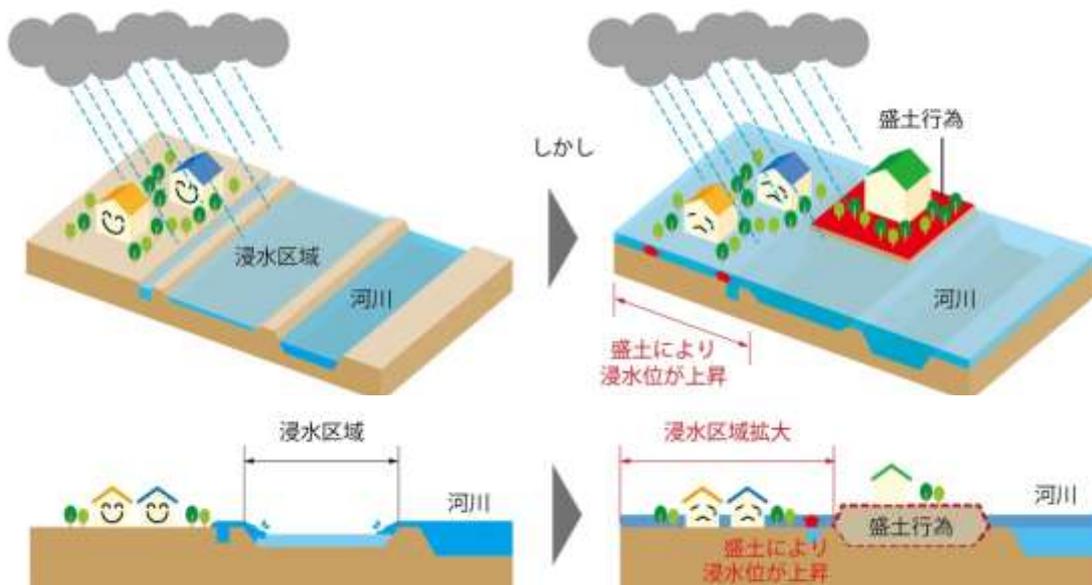
●浸水被害の増加

浸水区域で家を建てると、自らが浸水に遭うリスクが高まります。



●浸水区域の拡大

浸水区域で盛土が行われると、浸水区域が周辺に拡大するおそれがあります。



●建設省通達（技術的基準）について

市街化区域を定める技術的基準として、都市計画法施行令第八条第一項第二号では、「原則として、溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域を含まないもの」と規定されています。

この「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域」は、「おおむね60分雨量強度50mm程度の降雨を対象として河道が整備されないものと認められる河川の氾濫区域及び0.5m以上の湛水が予想される区域」に該当する区域であることが、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について

（昭和45年1月8日建設省都計発第1号、建設省河都発第1号建設省都市局長、建設省河川局長基本通達）」【参考 P56】（現在は技術的助言）において示されています。

本条例に基づき、60分雨量強度50mmの降雨（奈良県では10年に一度程度発生する降雨【参考 P54】）で0.5m以上浸水すると想定される区域を市街化編入抑制区域として指定することとなったことから、当該区域を都市計画法施行令第八条第一項第二号に規定する溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域として、原則として新たに市街化区域へ編入しないことを本条に明記し、水害リスクに配慮した都市計画を推進しようとするものです。

ただし、著しい浸水被害の発生を防止するための対策として、河川整備、流域対策などが実施された場合や確実に実施されると認められる場合は除外できるようにしています。ここで規定する著しい被害とは、10年確率降雨で床上浸水に相当する浸水深（0.5m以上）が想定される場合に相当します。これは、全壊・半壊の可能性もあり、土砂等の堆積により生活再建が困難な状況を想定しています。

（都市計画法施行令）

第八条 区域区分に関し必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 既に市街地を形成している区域として市街化区域に定める土地の区域は、相当の人口及び人口密度を有する市街地その他の既成市街地として国土交通省令で定めるもの並びにこれに接続して現に市街化しつつある土地の区域とすること。

二 おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に定める土地の区域は、原則として、次に掲げる土地の区域を含まないものとする。

イ 当該都市計画区域における市街化の動向並びに鉄道、道路、河川及び用排水施設の整備の見通し等を勘案して市街化することが不適当な土地の区域

ロ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域

ハ 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域

ニ 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域（以下略）

(都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について) 昭和45年建設省都市局長・河川局長通達 抜粋

第1 河川及び防災施設の都市計画について

河川及び防災施設は市街地の災害防止上の観点からのみならず、周辺の土地利用及び他の都市施設に与える影響が大きいので、積極的に都市計画決定するものとし、とくに市街化区域内においては、道路、公園、下水道、住居地域内の義務教育施設と同様、少なくともこれらの施設を都市計画決定するよう努めるものとする。都市計画の案の作成にあたっては、周辺の土地利用の現況及び将来を勘案し、道路、公園等の他の都市施設との調和がとれ、都市環境の改善に寄付するよう十分留意するものとする。

第2 すでに市街地を形成している区域に係る治水事業について

すでに市街地を形成している区域は、すべて市街化区域に含まれることになるので、治水担当部局は当該区域において将来溢水、湛水、津波、高潮等による災害が発生することがないように必要な措置を講ずることに努めることとする。

第3 おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域の設定と治水事業等との調整について

おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に定める土地の区域の設定に当たっては、都市計画担当部局と治水担当部局とはあらかじめ十分協議し、都市計画の案を作成するものとする。

この場合次の各項のいずれかに該当する区域は、都市計画法施行令第8条第2号ロに規定する「溢水、湛水、津波、高潮等による災害発生のおそれのある土地の区域」又は同号ニに規定する「水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域」とみなし、原則として市街化区域に含めないものとする。

ただし、当該区域を市街化区域に含めないこととした場合、市街化区域の必要規模の確保、当該都市の発展の動向、都市施設の配置の状況、計画的市街地開発の見通し等からみて、適正な市街化区域の設定上支障があると認められるときは、当該区域を市街化区域に含めることとした場合における必要な治水事業等の計画の内容の変更、都道府県等の単独費の投入、都市計画事業及び開発行為の施行者に対する治水事業費等の費用負担及び立替え等の災害防止のための具体的措置について検討したうえ市街化区域に含めることができるものとする。この場合においては、「市街化区域、市街化調整区域の整備、開発、保全の方針」において当該河川等の整備についての方針を定めるものとする。

(1) 昭和44年度末の河川、海岸および砂防施設の状態並びに都道府県建設省所管施設整備基本計画による中期計画(昭和50年)及び長期計画(昭和60年)より、昭和55年度末における河川、海岸および砂防施設等の妥当な整備状況(以下「昭和55年の治水施設等の整備状況」という。)を想定し、おおむね60分雨量強度50mm程度の降雨を対象として河道が整備されないものと認められる河川のはんらん区域及び0.5m以上の湛水が予想される区域

(2)～(5) 略

(都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例)

第三条 法第三十四条第八号の三に規定する条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当すると認められる土地の区域のうち、市町村長の申出に基づき知事が指定するものとする。

一～四 (略)

五 原則として、政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まないこと。

二～五 (略)

(都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則)

第三条 条例第三条第一項第五号の規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

一 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第八条第一項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

四～十二 (略)

●市町村の定める計画について

・地区計画(都市計画法第十二条の五)

地区計画とは、住民の合意に基づいて、当該地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画です。地区計画は、市町村が主体的に定めるものであり、県は市が定める地区計画においては同意が不要、町村が定める地区計画においては同意が必要とされています。(都市計画法第十九条第三項)。

地方分権の観点から県と市町村は対等な関係にあり、県条例にて市町村の責務を規定することはできません。このため、市街化編入抑制区域に地区計画を定めないことを県条例で定めることはできませんが、市町村との協議時に市街化編入抑制区域を考慮した地区計画が策定されるよう求めるなどの取り組みを進めていきます。

・市街化調整区域の地区計画(市街化調整区域の地区計画ガイドライン：奈良県都市計画課)

市街化調整区域の地区計画とは、市街化調整区域において許容されている開発行為及び建築行為を適切に規制し、良好な都市環境の維持・形成を図るための詳細な土地利用計画です。土地の合理的な利用が図られるべきであり、浸水被害が想定される区域は、原則として策定不可として運用しています。

(都市計画法)

第十二条の五 地区計画は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画とし、次の各号のいずれかに該当する土地の区域について定めるものとして

する。

一 用途地域が定められている土地の区域

二 用途地域が定められていない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 建築物の建築又はその敷地の造成が無秩序に行われ、又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあるもの

ハ 健全な住宅市街地における良好な居住環境その他優れた街区の環境が形成されている土地の区域

2 地区計画については、前条第二項に定めるもののほか、都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画

二 当該地区計画の目標

三 当該区域の整備、開発及び保全に関する方針（以下略）

第十九条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

3 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画（都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。（以下略）

（市街化調整区域の地区計画ガイドライン）

法第 19 条第 3 項の規定により市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し同意を得なければならないので、「都市計画法第 19 条第 3 項に基づく市町村決定の都市計画に関する同意の協議について（平成 15 年 4 月奈良県都市計画課策定）」に基づき、次のとおり同意に関する基準を示す。

（1）一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点（法第 19 条第 4 項前半）

（2）都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点（法第 19 条第 4 項後半）

次に掲げる事項は、都市計画を定める者の当然の責務であり、市町村は、都市計画を定めようとするとき、これらの事項が整理されていることを前提に協議を始める必要がある。

①法第 13 条に基づく都市計画基準に適合していること。

- ②法第16条第1項に基づく「住民の意見を反映させるための必要な措置」が講じられていること。
- ③市町村マスタープランに即していること。
- ④その他関係法令及び関係条例に適合していること。
- ⑤県で策定した各種ガイドラインに基づく運用が図られていること。
- ⑥事業の実現性があること。

●その他

・区域指定（都市計画法第三十四条第十一項）

区域指定とは、市街化調整区域であっても、市街化区域に近隣接し、かつ市街化区域と一体的な日常生活圏を構成し、一定の既存集落の区域とその区域内で立地できる建築物の用途を条例で定めれば、それに適合する開発行為等が可能となる区域のことです。

原則として、溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域、優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域、優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域を含まないものとしています（都市計画法施行令第二十九条の九）。

県では、土地利用が規制されている「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」及び「土砂災害特別警戒区域」については、溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域として、指定区域に含めないものとしています。また、県では、大和川流域において、過去に複数回浸水実績のある区域は、今後も浸水のおそれがあるので留意することとしています（「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」の運用ガイドライン）。

条例では、区域指定における運用を明記しておりませんが、条例の考え方を準用して運用することが望ましいため、市街化編入抑制区域に留意した区域とするよう、区域指定の申し出を行った市町村と協議を行っていきます。

（都市計画法）

第三十四条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

（以下略）

十一 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であっておおむね五十以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあっては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの（以下略）